

改正案

目次

|                                    |
|------------------------------------|
| 第一章（略）                             |
| 第二章 振替機関等                          |
| 第一節（第三節）（略）                        |
| 第四節 合併、分割及び事業の譲渡（第二十五条―第三十二条）      |
| 第五節（第八節）（略）                        |
| 第三章（略）                             |
| 第四章 社債の振替                          |
| 第一節（第三節）（略）                        |
| 第四節 会社法の特例（第八十三条―第八十六条の三）          |
| 第五節（略）                             |
| 第五章（略）                             |
| 第六章 その他の社債等の振替                     |
| 第一節（略）                             |
| 第二節 投資法人債の振替（第一百五十五条―第一百六条の二）      |
| 第三節 相互会社の社債の振替（第一百七十七条・第一百七十八条の二）  |
| 第四節（第五節）（略）                        |
| 第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替（第二百一十一条）   |
| 第七節 貸付信託の受益権の振替（第二百二十二条・第二百二十三条）   |
| 第八節 特定目的信託の受益権の振替（第二百二十四条―第二百二十六条） |
| 第九節（略）                             |
| 第七章・第八章（略）                         |
| 附則                                 |

（定義）

第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第一号、第四号から第七号まで及び第十一号に掲げるものにあつては、株券等（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号。以下「保管振替法」という。）第二条第一項に規定する株券等をいう。）をもつて償還されるものを除き、第八号から第十号までに掲げるものにあつては、契約において分割の定めがあるものその他の政令で定めるものを除く。

一（五）（略）

現行

目次

|                                          |
|------------------------------------------|
| 第一章（略）                                   |
| 第二章（同上）                                  |
| 第一節（第三節）（略）                              |
| 第四節 合併、分割及び営業の譲渡（第二十五条―第三十二条）            |
| 第五節（第八節）（略）                              |
| 第三章（略）                                   |
| 第四章（同上）                                  |
| 第一節（第三節）（略）                              |
| 第四節 商法の特例（第八十三条―第八十六条）                   |
| 第五節（略）                                   |
| 第五章（略）                                   |
| 第六章（同上）                                  |
| 第一節（略）                                   |
| 第二節 投資法人債の振替（第一百五十五条・第一百六条）              |
| 第三節 相互会社の社債の振替（第一百七十七条）                  |
| 第四節（第五節）（略）                              |
| 第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替（第二百一十一条・第二百二十二条） |
| 第七節 貸付信託の受益権の振替（第二百二十三条・第二百二十四条）         |
| 第八節 特定目的信託の受益権の振替（第二百二十五条・第二百二十六条）       |
| 第九節（略）                                   |
| 第七章・第八章（略）                               |
| 附則                                       |

（定義）

第二条（同上）

六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債（転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除く。以下同じ。）

七十一（略）

二〇一一（略）

（振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条第一項に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 次に掲げる機関を置く株式会社であること。

イ 取締役会

ロ 監査役会又は委員会（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第十二号に規定する委員会をいう。）

ハ 会計監査人

二・三（略）

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イハ（略）

二 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役（外国の法令上これらと同様に扱われている者を含む。水において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第二十二條第一項の規定若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ 前号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年

一五（略）

六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債（転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除き、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。附則第三条及び第四条を除き、以下「旧資産流動化法」という。）に規定する特定社債を含む。以下同じ。）

七十一（略）

二〇一一（略）

（振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条第一項に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

（新設）

一・二（略）

三 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イハ（略）

二 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役又は監査役（外国の法令上これらと同様に扱われている者を含む。水において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第二十二條第一項の規定若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ 前号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年

法律第七十七号（第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五〇七（略）  
2（略）

（指定の申請）

第四条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一（略）
- 二 資本金の額及び純資産額
- 三（略）
- 四 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

- 六（略）
- 2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
  - 二 七（略）
  - 三（略）

（資本金の額等）

第五条 振替機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2・3（略）

（資本金の額の変更）

第六条 振替機関は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 振替機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

法律第四十五号（第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四〇六（略）  
2（略）

（指定の申請）

第四条（同上）

- 一（略）
- 二 資本金の額及び純資産額
- 三（略）
- 四 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（第八十三条第一項において「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名

（新設）  
五（略）

- 2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
  - 二 七（略）
  - 三（略）

（資本金の額等）

第五条 振替機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2・3（略）

（資本金の額の変更）

第六条 振替機関は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 振替機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(適用除外)

第六条の二 会社法第三百三十一条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、振替機関については、適用しない。

(秘密保持義務)

第七条 振替機関の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務規程)

第十一条 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (略)

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百三条第一項又は第百七条第一項に規定する場合の振替機関の義務の履行に関する事項

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ (略)

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百四条第一項又は第百八条第一項に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

八・二 (略)

六・七 (略)

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関(第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。)(が、その加入者(同号に掲げる者、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。))に対して、当該加入者の上位機関(保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。)(が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。))、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項又は第百十条第三項に規定する義務の

(新設)

(秘密保持義務)

第七条 振替機関の取締役、執行役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務規程)

第十一条 (同上)

一 三 (略)

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百三条第一項又は第百七条第一項に規定する場合の振替機関の義務の履行に関する事項

五 (同上)

イ (略)

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百四条第一項又は第百八条第一項に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

八・二 (略)

六・七 (略)

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関(第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。)(が、その加入者(同号に掲げる者、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。))に対して、当該加入者の上位機関(保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。)(が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。))、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項又は第百十条第三項に規定する

全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

(口座の開設及び振替口座簿の備付け)

第十二条 (略)

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百三条第一項及び第三項又は第百七条第一項及び第四項の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座(以下「機関口座」という。)を開設することができる。

3 (略)

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十六条 振替機関は、事業年度ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(商号等の変更の届出)

第十八条 振替機関は、第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項に変更があったときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(事故の報告)

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百三条第一項若しくは第百七条第一項の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその口座管理機関において第七十九条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百四条第一項若しくは第百八条第一項の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務

る義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

(口座の開設及び振替口座簿の備付け)

第十二条 (略)

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百三条第一項及び第三項又は第百七条第一項及び第四項の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座(以下「機関口座」という。)を開設することができる。

3 (略)

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十六条 振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(商号等の変更の届出)

第十八条 振替機関は、第四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(事故の報告)

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百三条第一項若しくは第百七条第一項の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその口座管理機関において第七十九条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百四条第一項若しくは第百八条第一項の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務

の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の解任を命ずることができる。

一 第三条第一項第三号又は第四号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

二 四 (略)

2 (略)

(業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例)

第二十四条 前条の規定による命令を受けた振替機関(次項において「特定振替機関」という。)における会社法第三百二十二条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項、第七百八十三条第一項又は第七百九十五条第一項の規定による決議(同法第七百八十三条第一項の規定による決議にあつては、同法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議を除く。)は、同法第三百九条第二項及び第三百二十四条第二項の規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 特定振替機関における会社法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 5 (略)

#### 第四節 合併、分割及び事業の譲渡

(特定合併の認可)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

(削る)

4 6 (略)

(特定合併の場合の加入者の承認)

第二十六条 振替機関は、特定合併を行うときは、会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項又は第八百四条第一項の株主総会の承認のほか、その加入者の承認を受けなければならない。

の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、執行役若しくは監査役の解任を命ずることができる。

一 第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

二 四 (略)

2 (略)

(業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例)

第二十四条 前条の規定による命令を受けた振替機関(次項において「特定振替機関」という。)における商法第二百四十五条第一項、第三百四十三条、第三百四十五条第二項(同法第三百四十六条において準用する場合を含む。)、第三百七十四条ノ十七第五項又は第四百八条第四項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 特定振替機関における商法第四百八条第五項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 5 (略)

#### 第四節 合併、分割及び営業の譲渡

(特定合併の認可)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書面に代えて電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

5 7 (略)

(特定合併の場合の加入者の承認)

第二十六条 振替機関は、特定合併を行うときは、商法第四百八条第一項の株主総会の承認の決議のほか、その加入者の承認を受けなければならない。



ない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、事業譲渡により振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

3 事業譲渡認可申請書には、譲渡契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

（削る）

4（略）

5 譲受会社（振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、事業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、事業譲渡をした振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第十三条第一項の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

7 事業譲渡をした振替機関が開設した加入者の口座は、譲受会社が開設した加入者の口座とみなす。

（事業譲渡の場合の加入者の承認）

第三十二条 振替機関は、事業譲渡を行うときは、会社法第四百六十七条第一項の株主総会の承認のほか、その加入者の承認を受けなければならない。

（電磁的方法による議決権の行使）

第三十六条（略）

2・3（略）

4 会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条の規定は、加入者集会に係る第一項の電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、これらの規定中、「第二百九十九条第三項」とあるのは、「社債等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、「議決権行使書面に記載すべき事項」とあるのは、「加入者の議決権の行使のために必要な事項として主務省令で定める事項」と、「株式会社」とあるのは、「振替機関」と、同法第三百二条第三項中「取締役は、第一項に規定する場合においては」とあるのは、「振替機関は」と、同条第四項中「取締役は、第一項に規定する場合において」とあるのは、「振替機関は」と、同法第三百十二条第一項中「政令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

ない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、営業譲渡により振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二十五条第四項の規定は、前項の譲渡契約書について準用する。

5（略）

6 譲受会社（振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 譲受会社は、営業譲渡をした振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第十三条第一項の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

8 営業譲渡をした振替機関が開設した加入者の口座は、譲受会社が開設した加入者の口座とみなす。

（営業譲渡の場合の加入者の承認）

第三十二条 振替機関は、営業譲渡を行うときは、商法第二百四十五条第一項の株主総会の承認の決議のほか、その加入者の承認を受けなければならない。

（電磁的方法による議決権の行使）

第三十六条（略）

2・3（略）

4 商法第二百三十九条ノ三第三項から第七項までの規定は、加入者集会に係る第一項の電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第三項中、「第一項ノ定ヨリ為シタル会社」とあるのは、「振替機関」と、「第二百三十二条第二項」とあるのは、「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三十四条第三項」と、「前条第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは、「加入者ノ議決権ノ行使ノ為ニ必要ナル事項トシテ主務省令ヲ以テ定ムル事項」と、同条第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは、「社債等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同項及び同条第五項中「政令」とあるのは、「主務省令」と、同項中「前条第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは、「第三項ニ定ムル事項」と、同条第七項中「第七項第二号」とあるのは、「第七項（第一号ヲ除ク）」と、同項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(加入者集会に関する会社法の準用)

第三十九條 会社法第三百十條第一項から第四項まで、第三百十四條、第三百十五條、第三百十七條、第七百二十九條第二項、第七百三十一條から第七百三十五條まで、第七百四十二條第一項、第八百六十八條第三項、第八百七十條(第十号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、及び「社債発行会社」とあるのは「振替機関」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百十條第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同法第四項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四條第三項」と、同法第三百十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「振替機関」と、同法第三百十七條中「第二百九十八條及び第二百九十九條」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四條第二項から第四項まで」と、同法第七百二十九條第二項中「社債権者集会又は招集者」とあるのは「加入者集会」と、同法第七百三十一條第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「加入者」と、同法第七百三十三條第一号中「第六百七十六條の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項」とあるのは「業務規程」と、同法第八百六十八條第三項中「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第四十三條 裁判所は、振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2・3 (略)

み替えるものとする。

(加入者集会に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九條 商法第二百三十三條、第二百三十七條ノ第三項、第二百三十七條ノ四、第二百三十九條第二項から第四項まで、第二百四十三條、第三百二十三條、第三百二十五條から第三百二十八條まで、第三百三十七條第一項及び第三百三十九條第二項から第六項まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五條ノ十五、第三百三十五條ノ十九第一項及び第三百三十五條ノ二十三の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、商法第二百三十三條中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十七條ノ第三項中「取締役及監査役」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十七條ノ四第一項中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十九條第二項中「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百四十四條ノ二第三項中「第二百三十二條第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三十四條第三項」と、「株主總會ノ会日ノ属スル營業年度ノ決算期ニ關スル定時總會」とあるのは「加入者集会」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四條第二項乃至第四項」と、同法第二百二十三條中「社債権者集会又は八其ノ招集者」とあるのは「加入者集会」と、「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百二十六條第一号中「社債募集ノ目論見書若ハ其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ノ記載又ハ記録」とあるのは「業務規程」と、同法第三百二十八條及び第三百三十七條第一項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百三十九條第三項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者」とあるのは「振替機関ノ代表者」と、同法第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百三十九條第五項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百三十九條第五項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第六項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「加入者」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「会社」とあるのは「振替機関」と、非訟事件手続法第二百三十五條ノ十五中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第四十三條 裁判所は、振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2・3 (略)

（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）  
第四十七条 （略）

2 （略）

3 第四条第一項（第二号及び第四号から第六号までを除く。）及び第二項（第二号、第五号及び第六号を除く。）の規定は、第一項の指定を受けようとする日本銀行について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「商号」とあるのは「名称」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第四十七条第一項第二号」と、同条第三号中「会社の登記事項証明書」とあるのは「登記事項証明書」と読み替えるものとする。

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第八条第二項及び第三項、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表左欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| （略）     | （略）                                                                                                                                   | （略） |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第十二条第二項 | 第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百三條第一項及び第三項又は第百七條第一項及び第四項の義務を履行する目的のため、自己 | 自己  |

（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）  
第四十七条 （略）

2 （略）

3 第四条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）及び第二項（第二号、第五号及び第六号を除く。）の規定は、第一項の指定を受けようとする日本銀行について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「商号」とあるのは「名称」と、同条第二項第一号中「前条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第四十七条第一項第二号」と、同条第三号中「会社の登記事項証明書」とあるのは「登記事項証明書」と読み替えるものとする。

第四十八条 （同上）

| （略）     | （略）                                                                                                                                       | （略） |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第十二条第二項 | 第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百三條第一項及び第三項又は第百七條第一項及び第四項の義務を履行する目的のため、自己 | 自己  |

|             |                                                                                                                   |                                                                        |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 第十八条第一項     | <div> <div>第四条第一項第一号又は第三号から第五号まで</div> <div>第四十七条第三項において準用する第四条第一項第一号又は第三号</div> </div>                           |                                                                        |
| (略)         | (略)                                                                                                               |                                                                        |
| 第二十二條第一項    | <div> <div>第三条第一項の指定若しくは第九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の解任</div> </div> | <div> <div>第四十七条第一項の指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止</div> </div> |
| 第二十二條第一項第一号 | <div> <div>第三条第一項第三号又は第四号</div> </div>                                                                            | <div> <div>第四十七條第一項第二号</div> </div>                                    |
| (削る)        | (略)                                                                                                               | (削る)                                                                   |

|             |                                                                                                          |                                                                                                           |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第十八条第一項     | <div> <div>第四条第一項第一号、第三号又は第四号</div> <div>第四十七条第三項において読み替えて準用する第四条第一項第一号又は第三号</div> </div>                |                                                                                                           |
| (略)         | (略)                                                                                                      |                                                                                                           |
| 第二十二條第一項    | <div> <div>第三条第一項の指定若しくは第九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任</div> </div> | <div> <div>第四十七條第一項の指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止</div> </div>                                    |
| 第二十二條第一項第一号 | <div> <div>第三条第一項第二号又は第三号</div> </div>                                                                   | <div> <div>第四十七條第一項第二号</div> </div>                                                                       |
| 第三十一條第四項    | <div> <div>第二十五條第四項の規定は、前項の譲渡契約書について準用する</div> </div>                                                    | <div> <div>前項の場合において、譲渡契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書面に代えて電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）を添付することができる</div> </div> |

|               |                                      |     |                      |
|---------------|--------------------------------------|-----|----------------------|
| 第三十二条         | 会社法第四百六十七条第一項の株主総会の承認のほか、その          | (略) | (略)                  |
| (略)           | (略)                                  | (略) | (略)                  |
| 第三百三十二条第一項第一号 | 第二十五条第五項、第二十七條第五項、第二十九條第五項又は第三十一条第五項 | (略) | 第五十条において準用する第三十一条第五項 |
| (略)           | (略)                                  | (略) | (略)                  |

(事業譲渡の認可の準用)

第五十条 第三十一条の規定は、振替機関が日本銀行に行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第四条第一項各号」とあるのは「第四十七條第三項において準用する第四条第一項第一号及び第三号」と、同条第四項第一号中「第三条第一項各号」とあるのは「第四十七條第一項各号」と、同条第五項中「振替機関が譲受会社である」とあるのは「日本銀行が第四十七條第一項の指定を受けている」と、「第三条第一項」とあるのは「第四十七條第一項」と読み替えるものとする。

(受託者への通知等)

第五十八条 振替機関等が第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、「第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項若しくは第七十九条第五項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、「第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、「第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七條、第百三条第五項、第百四条第五項、第百七條第六項若しくは第百八條第五項の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと（第六十条第一項において「誤記載等」という。）によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であつた者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の

|               |                                      |     |                           |
|---------------|--------------------------------------|-----|---------------------------|
| 第三十二条         | 商法第二百四十五条第一項の株主総会の承認の決議のほか、その        | (略) | (略)                       |
| (略)           | (略)                                  | (略) | (略)                       |
| 第三百三十二条第一項第一号 | 第二十五条第六項、第二十七條第六項、第二十九條第六項又は第三十一条第六項 | (略) | 第五十条において読み替えて準用する第三十一条第六項 |
| (略)           | (略)                                  | (略) | (略)                       |

(営業譲渡の認可の準用)

第五十条 第三十一条の規定は、振替機関が日本銀行に行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第四条第一項各号」とあるのは「第四十七條第三項において読み替えて準用する第四条第一項第一号及び第三号」と、同条第五項第一号中「第三条第一項各号」とあるのは「第四十七條第一項各号」と、同条第六項中「振替機関が譲受会社である」とあるのは「日本銀行が第四十七條第一項の指定を受けている」と、「第三条第一項」とあるのは「第四十七條第一項」と読み替えるものとする。

(受託者への通知等)

第五十八条 振替機関等が第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、「第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項若しくは第七十九条第五項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、「第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、「第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七條、第百三条第五項、第百四条第五項、第百七條第六項若しくは第百八條第五項の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと（第六十条第一項において「誤記載等」という。）によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であつた者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は

決定（以下この条において「破産手続等開始決定」という。）を受けたもの（以下この節及び第四節において「破産直近上位機関等」という。）は、直ちに、破産手続等開始決定がなされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

（権利の帰属）

第六十六条 次に掲げる社債（以下この章において「振替社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。）（削る）

イ・ロ（略）

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

ニ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

二 当該社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する社債の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債

（社債券の不発行）

第六十七条 振替社債については、社債券を発行することができない。

2（略）

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第六十八条（略）

2（略）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一（略）

二 発行者の商号及び振替社債の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三六（略）

46（略）

外国倒産処理手続の承認の決定（以下この条において「破産手続等開始決定」という。）を受けたもの（以下この節及び第四節において「破産直近上位機関等」という。）は、直ちに、破産手続等開始決定がなされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

（権利の帰属）

第六十六条 次に掲げる社債（以下「振替社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第八十四条において「短期社債」という。）

イ 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。

ロ・ハ（略）

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

ホ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

二 当該社債の発行の決議において、当該決議に基づき発行する社債の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債

（社債券の不発行）

第六十七条 振替社債については、社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。）を発行することができない。

2（略）

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第六十八条（略）

2（略）

3（同上）

一（略）

二 発行者の商号、振替社債の種類及び担保付社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項（以下この章において「銘柄」という。）

三六（略）

46（略）

(新規記載又は記録手続)

第六十九条 特定の銘柄の振替社債の発行者は、当該振替社債を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならぬ。

一 当該発行に係る振替社債の銘柄

二 前号の振替社債の社債権者又は質権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者のために開設された第一号の振替社債の振替を行うための口座

四 加入者ごとの第一号の振替社債の金額(次号に掲げるものを除く。)

五 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である第一号の振替社債の金額

六 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額

七 第一号の振替社債の総額その他の主務省令で定める事項

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)(における前項第二号の加入者(同号の社債権者であるものに限る。)(に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録

ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)(における前項第二号の加入者(同号の質権者であるものに限る。)(に係る同項第五号の金額の増額の記載又は記録

ハ 当該口座における前項第六号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知

3 (略)

(会社が社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続)

第六十九条の二 会社が特定の銘柄の振替社債を交付しようとする場合において、当該振替社債の社債権者又は質権者のために開設された振替社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社(新設合併に際して振替社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合)にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条に

(新規記載又は記録手続)

第六十九条 特定の銘柄の振替社債について、商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該振替社債の発行者は、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込みに係る振替社債の銘柄

二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者についての第八十四条第三項に規定する口座

四 加入者ごとの第一号の払込みに係る振替社債の金額

(新設)

(新設)

五 当該振替社債の総額その他の主務省令で定める事項

2 (同上)

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)(における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3 (略)

(新設)

において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替社債の社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替社債の社債権者（質権者があるときは、その質権の目的である社債の社債権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の社債権者又は質権者のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の社債権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該社債権者又は当該質権者のために振替社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替社債に係る社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

#### （振替手続）

##### 第七十条 （略）

2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

##### 一 （略）

#### （振替手続）

##### 第七十条 （略）

2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

##### 一 （略）

二 前項の加入者の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 (略)

四 振替先口座(機関口座を除く。)において増額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の金額(以下この条において「振替金額」という。)についての減額の記載又は記録

二 (略)

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された保有欄又は質権欄(以下この条において「振替先欄」という。)における振替金額についての増額の記載又は記録

四 (略)

5～8 (略)

(特別口座に記載又は記録がされた振替社債についての振替手続等に関する特例)

第七十条の二 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替社債については、当該加入者又は当該振替社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替社債に係る第六十九条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替社債の交付を受けることができなかったものその他の主務省令で定める者(以下この項において「取得者等」という。)が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第六十九条の二第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替社債についての振替の申

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)かの別

三 (略)

四 振替先口座(機関口座を除く。)において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 (同上)

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額(以下この条において「振替金額」という。)についての減額の記載又は記録

二 (略)

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄(以下この条において「振替先欄」という。)における振替金額についての増額の記載又は記録

四 (略)

5～8 (略)

(新設)

3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(抹消手続)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 (略)

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 (略)

5・6 (略)

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(次項において「社債管理者等」という。)に対して振替社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替社債の銘柄についての当該償還に係る振替社債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受けた社債管理者等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

(振替社債の譲渡)

第七十三条 振替社債(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第七十七条までにおいて同じ。)の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替社債の質入れ)

第七十四条 振替社債の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に

(抹消手続)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (略)

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 (略)

5・6 (略)

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(次項において「社債管理会社等」という。)に対して振替社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替社債の銘柄についての当該償還に係る振替社債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受けた社債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

(振替社債の譲渡)

第七十三条 振替社債(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第七十七条までにおいて同じ。)の譲渡は、第七十条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替社債の質入れ)

第七十四条 振替社債の質入れは、第七十条第一項の振替の申請により、質権者がその口座

当該質入に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(善意取得)

第七十七条 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替社債についての増額の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替社債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(振替機関の消却義務)

第七十八条 前条の規定による振替社債の取得によりすべての社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替社債の総額が当該銘柄の振替社債の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の合計額が第二号の発行総額を超えるときは、振替機関は、その超過額(第一号の合計額から第二号の発行総額を控除した額をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替社債を取得する義務を負う。

一・二 (略)

2 前項第一号に規定する金額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振替社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の金額とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

4・5 (略)

(口座管理機関の消却義務)

第七十九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計額が第二号の金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過額(第一号の合計額から第二号の金額を控除した額をいう。)に相当する額の当該銘柄の振替社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

一・二 (略)

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する金額

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に

における質権欄に当該質入に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(善意取得)

第七十七条 第七十条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替社債についての増額の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替社債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(振替機関の消却義務)

第七十八条 前条の規定による振替社債の取得によりすべての社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替社債の総額が当該銘柄の振替社債の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の額が第二号の額を超えるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替社債を取得しなければならない。

一・二 (略)

2 前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振替社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の額とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

4・5 (略)

(口座管理機関の消却義務)

第七十九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の振替社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

一・二 (略)

2 (同上)

一 前項第一号に掲げる額

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に

規定する銘柄の振替社債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替社債を取得する義務を負う。

4・5 (略)

(振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十条 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の金額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額(以下この条及び第八十五条において「振替機関分制限額」という。)に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該社債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)(次条第一項に規定する口座管理機関分制限額を控除した額)

二 すべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額)に關する当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限額の合計額を控除した額)

2 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち振替機関分制限額に関する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二 (略)

(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十一条 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、社債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)(有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の金額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額(以下この条及び第八十五条において「口座管理機関分制限額」という。))に関する部分について、元本の償還及び利息の支払

規定する銘柄の振替社債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替社債を取得しなければならない。

4・5 (略)

(振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十条 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の金額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額)に關する当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者の次条第一項の規定により算出された額を控除した額)

二 すべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額)に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

2 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二 (略)

(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十一条 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、社債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)(有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の金額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）の口座管理機関分制限額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）の口座管理機関分制限額を控除した額）

二 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち口座管理機関分制限額に関する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二（略）

（発行者が誤つて償還等をした場合における取扱い）

第八十二条（略）

2 前項の場合において、社債権者は、発行者に対し、同項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3（略）

第四節 会社法の特例

（短期社債の発行等に関する会社法の特例）

第八十三条 短期社債には、新株予約権を付することができない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

2（同上）

一 前項の場合において、同項に規定する社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二（略）

（発行者が誤つて償還等をした場合における取扱い）

第八十二条（略）

2 社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3（略）

第四節 商法の特例

（短期社債の発行等に関する商法の特例）

第八十三条 株式会社（委員会等設置会社を除く。）は、商法第二百九十六条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもつて、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができる。この場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

- 一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間
- 二 前号の期間中において当該株式会社が発行した短期社債のうち償還されていないものの総額の限度額

2 (略)

3 短期社債については、会社法第四編第三章の規定は、適用しない。

(振替社債の発行に関する会社法の特例)

第八十四条 振替社債の発行者は、当該振替社債についての会社法第六百七十七条第一項の規定による通知において、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 振替社債についての社債原簿には、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替社債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座を会社法第六百七十七条第二項の書面に記載し、又は同法第六百七十九条の契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならない。

4 会社法第六百六十六条第一項本文の規定による請求により振替社債の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座(特別口座を除く。)(を当該振替社債を交付する会社に示さなければならない。

(消却義務の不履行の場合における社債権者の議決権等)

第八十五条 第八十条第一項又は第八十一条第一項の場合においては、各社債権者は、会社法第七百二十三条第一項の規定にかかわらず、その有する社債の金額(振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額を除く。)に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項並びに担保付社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第八十条第一項又は第八十一条第一項の社債権者は、振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額については、社債を有しないものとみなす。

(証明書の提示)

第八十六条 振替社債の社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文の規定により書面の交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該書面を提示しなければならない。

2 (略)

3 短期社債については、商法第二百九十七条から第二百九十九条まで、第三百九条から第三百十四条まで、第三百十九条から第三百四十一条ノ十五まで及び第三百七十六條第三項(同法第三百七十四條ノ四第三項、第三百七十四條ノ二十第二項及び第四百十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(振替社債の発行に関する商法の特例)

第八十四条 振替社債についての社債申込証の用紙には、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

2 振替社債についての社債原簿には、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

3 振替社債の募集に応じようとする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座を社債申込証の用紙に記載し、又は商法第三百二条に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならない。

(新設)

(消却義務の不履行の場合における社債権者の議決権等)

第八十五条 第八十条第一項又は第八十一条第一項の場合においては、各社債権者は、商法第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、その有する社債の金額(第八十条第一項又は第八十一条第一項の規定により算出された額を除く。)に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並びに担保付社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第八十条第一項又は第八十一条第一項の社債権者は、当該各項の規定により算出された額については、社債を有しないものとみなす。

(証明書の供託)

第八十六条 振替社債の社債権者が次に掲げる行為をするには、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託しなければならない。

一 商法第三百二十条第三項の規定による社債権者集会の招集の請求

二 商法第三百二十条第五項において準用する同法第二百三十七條第三項の規定による社債権者集会の招集

|                                         |                                                                                                     |                                                                 |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 一                                       | 社債管理者がある場合                                                                                          | 当該社債管理者                                                         |
| 二                                       | 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合                                                                   | 当該受託会社                                                          |
| 三                                       | 前二号に掲げる場合以外の場合                                                                                      | 発行者                                                             |
| 2                                       | 振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、社債権者集会の日の一週間前までに前項の規定による提示をし、かつ、社債権者集会の日に当該提示をしなければならぬ。              |                                                                 |
| (削る)                                    |                                                                                                     |                                                                 |
| (削る)                                    |                                                                                                     |                                                                 |
| 3                                       | 前項本文の規定により書面の交付を受けた社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。 |                                                                 |
| 3                                       | (略)                                                                                                 |                                                                 |
| 4                                       | 前項本文の規定により書面の交付を受けた社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。 |                                                                 |
| (合併等に関する会社法の特例)                         |                                                                                                     |                                                                 |
| 第八十六条の二                                 | 吸収合併存続会社(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。)                                                       | 若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。) |
| 立会社(同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。) | 若しくは同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「新設会社等」と総称する。)                             | が吸収合併若しくは株式交換(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「吸収合併等」と総称する。)               |
| 併若しくは株式移転(第七章から第九章までにおいて「新設合併等」と総称する。)  | に際して振替社債を交付しようとするときは、吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「合併等効力発生日」という。)               | を第六十九条の二第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。                          |
| 2                                       | 存続会社等が吸収合併等の際して振替社債を移転しようとする場合には、当該存続会社                                                             |                                                                 |

|                 |                                                                                                                      |                                                         |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 三               | 社債権者集会における議決権の行使                                                                                                     |                                                         |
| 四               | 担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査                                                                                   |                                                         |
| 2               | 振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなければならない。                                                       |                                                         |
| 3               | 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。                                                    |                                                         |
| 一               | 社債管理会社がある場合                                                                                                          | 当該社債管理会社                                                |
| 二               | 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合                                                                                    | 当該受託会社                                                  |
| 三               | 前二号に掲げる場合以外の場合                                                                                                       | 供託所(供託法(明治三十二年法律第十五号)第一条に規定する供託所をいう。次項及び第二百二十九条において同じ。) |
| 規定する倉庫営業者若しくは銀行 |                                                                                                                      |                                                         |
| 4               | 供託法第一条ノ二から第二条までの規定は、前項第三号の規定により供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する。                                                         |                                                         |
| 5               | (略)                                                                                                                  |                                                         |
| 6               | 前項本文の規定により書面の交付を受けた社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替社債について、第七十条第一項の振替の申請又は第七十一条第一項の抹消の申請をすることができない。 |                                                         |
| (新設)            |                                                                                                                      |                                                         |

等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替社債について振替の申請をしなければならない。

3 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替社債を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

4 吸収分割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下同じ。）又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が会社分割に際して振替社債を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする会社のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（適用除外）

第八十六条の三 振替社債については、会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第八十七条 第六十九条第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第七号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

2 (略)

（振替手続）

第九十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 (略)

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は第九十一条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）であるかの別

三 (略)

（新設）

（振替社債の内容の公示）

第八十七条 第六十九条第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第五号に掲げる事項を知ることができるようにしなければならない。

2 (略)

（振替手続）

第九十五条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (略)

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第九十一条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別

三 (略)

|                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 四 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別                                                                                                                                 | 四 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別                                                                                                                                             |
| 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。                                                                                                                                | 4 （同上）                                                                                                                                                                                        |
| 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）についての減額の記載又は記録                                                                                                         | 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）についての減額の記載又は記録                                                                                                                      |
| 二 （略）                                                                                                                                                                                   | 二 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された保有欄又は質権欄（以下この条において「振替先欄」という。）における振替金額についての増額の記載又は記録                                                          | 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された保有欄（以下この条において「振替先欄」という。）における振替金額についての増額の記載又は記録                                                                     |
| 四 （略）                                                                                                                                                                                   | 四 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 5 ～ 8 （略）                                                                                                                                                                               | 5 ～ 8 （略）                                                                                                                                                                                     |
| （抹消手続）                                                                                                                                                                                  | （抹消手続）                                                                                                                                                                                        |
| 第九十六条 （略）                                                                                                                                                                               | 第九十六条 （略）                                                                                                                                                                                     |
| 2 （略）                                                                                                                                                                                   | 2 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。                                                                                                                        | 3 （同上）                                                                                                                                                                                        |
| 一 （略）                                                                                                                                                                                   | 一 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別                                                                                                                                        | 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別                                                                                                                                                    |
| 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。                                                                                                                                | 4 （同上）                                                                                                                                                                                        |
| 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録                                                                                                                              | 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録                                                                                                                                           |
| 二 （略）                                                                                                                                                                                   | 二 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 5 ～ 7 （略）                                                                                                                                                                               | 5 ～ 7 （略）                                                                                                                                                                                     |
| （振替国債の譲渡）                                                                                                                                                                               | （振替国債の譲渡）                                                                                                                                                                                     |
| 第九十八条 振替国債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権（分離利息振替国債を除く。）を除く。次条から第百二条までにおいて同じ。）の譲渡は、振替の申請により譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければならない、その効力を生じない。 | 第九十八条 振替国債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権（分離利息振替国債を除く。）を除く。次条から第百二条までにおいて同じ。）の譲渡は、第九十五条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。 |

|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 四 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別                                                                                                                                             | 四 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別                                                                                                                                             |
| 4 （同上）                                                                                                                                                                                        | 4 （同上）                                                                                                                                                                                        |
| 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）についての減額の記載又は記録                                                                                                                      | 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）についての減額の記載又は記録                                                                                                                      |
| 二 （略）                                                                                                                                                                                         | 二 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された保有欄（以下この条において「振替先欄」という。）における振替金額についての増額の記載又は記録                                                                     | 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された保有欄（以下この条において「振替先欄」という。）における振替金額についての増額の記載又は記録                                                                     |
| 四 （略）                                                                                                                                                                                         | 四 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 5 ～ 8 （略）                                                                                                                                                                                     | 5 ～ 8 （略）                                                                                                                                                                                     |
| （抹消手続）                                                                                                                                                                                        | （抹消手続）                                                                                                                                                                                        |
| 第九十六条 （略）                                                                                                                                                                                     | 第九十六条 （略）                                                                                                                                                                                     |
| 2 （略）                                                                                                                                                                                         | 2 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 3 （同上）                                                                                                                                                                                        | 3 （同上）                                                                                                                                                                                        |
| 一 （略）                                                                                                                                                                                         | 一 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別                                                                                                                                                    | 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別                                                                                                                                                    |
| 4 （同上）                                                                                                                                                                                        | 4 （同上）                                                                                                                                                                                        |
| 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録                                                                                                                                           | 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録                                                                                                                                           |
| 二 （略）                                                                                                                                                                                         | 二 （略）                                                                                                                                                                                         |
| 5 ～ 7 （略）                                                                                                                                                                                     | 5 ～ 7 （略）                                                                                                                                                                                     |
| （振替国債の譲渡）                                                                                                                                                                                     | （振替国債の譲渡）                                                                                                                                                                                     |
| 第九十八条 振替国債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権（分離利息振替国債を除く。）を除く。次条から第百二条までにおいて同じ。）の譲渡は、第九十五条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。 | 第九十八条 振替国債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権（分離利息振替国債を除く。）を除く。次条から第百二条までにおいて同じ。）の譲渡は、第九十五条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。 |

（振替国債の質入れ）

第九十九条 振替国債の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（善意取得）

第二百二条 振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替国債についての増額の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替国債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（振替機関の消却義務）

第二百三条 前条の規定による振替国債（分離適格振替国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。以下第六十六条までにおいて同じ。）の取得によりすべての債権者の有する前条に規定する銘柄の振替国債の総額が当該銘柄の振替国債の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の合計額が第二号の発行総額を超えるときは、振替機関は、その超過額（第一号の合計額から第二号の発行総額を控除した額をいう。）に達するまで、当該銘柄の振替国債を取得する義務を負う。

一・二（略）

2 前項第一号に規定する金額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振替国債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の金額とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

4・5（略）

（口座管理機関の消却義務）

第二百四条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計額が第二号の金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、国に対し、その超過額（第一号の合計額から第二号の金額を控除した額をいう。）に相当する額の当該銘柄の振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

一・二（略）

（振替国債の質入れ）

第九十五条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（善意取得）

第二百二条 第九十五条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替国債についての増額の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替国債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（振替機関の消却義務）

第二百三条 前条の規定による振替国債（分離適格振替国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。以下第六十六条までにおいて同じ。）の取得によりすべての債権者の有する前条に規定する銘柄の振替国債の総額が当該銘柄の振替国債の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の額が第二号の額を超えるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替国債を取得しなければならない。

一・二（略）

2 前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振替国債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の額とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

4・5（略）

（口座管理機関の消却義務）

第二百四条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、国に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

一・二（略）

2（同上）

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する金額

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の振替国債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替国債を取得する義務を負う。

4・5 (略)

(振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第百五条 第百三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の金額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額(以下この条において「振替機関分制限額」という。)に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。))の次条第一項に規定する口座管理機関分制限額を控除した額)

二 すべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限額の合計額を控除した額)

2 第百三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち振替機関分制限額に関する部分について、国に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 (略)

(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第百六条 第百四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はそ

一 前項第一号に掲げる額

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の振替国債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替国債を取得しなければならない。

4・5 (略)

(振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第百五条 第百三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。))について次条第一項の規定により算出された額を控除した額)

二 すべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

2 (同上)

一 前項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 (略)

(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第百六条 第百四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はそ

の下位機関の加入者に限る。）の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の金額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額（以下この条において「口座管理機関分制限額」という。）に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）の口座管理機関分制限額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の口座管理機関分制限額の合計額を控除した額）

2 第百四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち口座管理機関分制限額に関する部分について、国に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二（略）

（分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務）

第百七条 第百二条の規定による分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債（以下第百十条までにおいて「分離適格振替国債等」という。）の取得により、すべての分離適格振替国債等の債権者の有する分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合にすべての分離適格振替国債等の債権者の有することとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額が、すべての分離適格振替国債についてその発行総額（償還済みの額を除く。）につき同条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額を超えることとなるものがある場合において、第一号の総額が第二号の総額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債があるときは、振替機関は、その超過額（第一号の総額から第二号の総額を控除した額をいう。）に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得する義務を負う。

一・二（略）

の下位機関の加入者に限る。）の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2（同上）

一 前項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二（略）

（分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務）

第百七条 第百二条の規定による分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債（以下第百十条までにおいて「分離適格振替国債等」という。）の取得により、すべての分離適格振替国債等の債権者の有する分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合にすべての分離適格振替国債等の債権者の有することとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額が、すべての分離適格振替国債についてその発行総額（償還済みの額を除く。）につき同条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額を超えることとなるものがある場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債があるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得しなければならぬ。

2 前項第一号に規定する金額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、第二百二条の規定により当該記載又は記録に係る金額の分離適格振替国債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の金額とする。

3 (略)

4 振替機関は、第一項の規定により分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該分離元本振替国債又は分離利息振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

5・6 (略)

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務)

第百八条 前条第一項に規定する場合において、第一号の総額が第二号の総額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債がある口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、国に対し、その超過額(第一号の総額から第二号の総額を控除した額をいう。)に相当する額の当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

一・二 (略)

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に規定する金額

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得する義務を負う。

4・5 (略)

(分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第百九条 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離元本振替国債について同項及び同条第四項の義務を負つたときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の金額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額(以下この条において「振替機関分制限元本額」という。)に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一・二 (略)

2 前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、第二百二条の規定により当該記載又は記録に係る金額の分離適格振替国債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の額とする。

3 (略)

4 振替機関は、第一項の規定により分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該分離元本振替国債又は分離利息振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

5・6 (略)

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務)

第百八条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債がある口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、国に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

一・二 (略)

2 (同上)

一 前項第一号に掲げる額

二 (略)

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得しなければならない。

4・5 (略)

(分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第百九条 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離元本振替国債について同項及び同条第四項の義務を負つたときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額（当該振替機関の低位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該低位機関についての同項に規定する超過額に関する当該債権者（当該低位機関又はその低位機関の加入者に限る。）の次条第一項に規定する口座管理機関分制限元本額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額（当該振替機関の低位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該低位機関についての同項に規定する超過額に関する当該低位機関又はその低位機関の加入者であるすべての債権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限元本額の合計額を控除した額）

2 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離利息振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の利息のうち、第一号の総額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額（以下この条において「振替機関分制限利息額」という。）に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の低位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該低位機関についての同項に規定する超過額に関する当該債権者（当該低位機関又はその低位機関の加入者に限る。）の次条第二項に規定する口座管理機関分制限利息額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の低位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該低位機関についての同項に規定する超過額に関する当該低位機関又はその低位機関の加入者であるすべての債権者の次条第二項に規定する口座管理機関分制限利息額の合計額を控除した額）

3 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各債権者に対して次に掲げる義務を負つ。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額（当該振替機関の低位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該低位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該債権者（当該低位機関又はその低位機関の加入者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額（当該振替機関の低位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該低位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該低位機関又はその低位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離利息振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の利息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の低位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該低位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該債権者（当該低位機関又はその低位機関の加入者に限る。）について次条第二項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の低位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該低位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該低位機関又はその低位機関の加入者であるすべての債権者について次条第二項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

3 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各債権者に対し

一 第一項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、振替機関分制限元本額に関する部分について、国に代わって元本の償還をする義務

二 前項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、振替機関分制限利息額に関する部分について、国に代わって利息の支払をする義務

### 三 (略)

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百十条 第八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離元本振替国債について同項及び同条第三項の義務を負ったときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の金額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額(以下この条において「口座管理機関分制限元本額」という。)に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額(当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)の口座管理機関分制限元本額を控除した額)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の口座管理機関分制限元本額の合計額を控除した額)

2 第八十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離利息振替国債について同項及び同条第三項の義務を負ったときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、第一号の総額が第二号の総額に占

て次に掲げる義務を負う。

一 第一項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わって元本の償還をする義務

二 前項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わって利息の支払をする義務

### 三 (略)

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百十条 第八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離元本振替国債について同項及び同条第三項の義務を負ったときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額(当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)についてこの項の規定により算出された額を控除した額)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

2 第八十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離利息振替国債について同項及び同条第三項の義務を負ったときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、第一号の額が第二号の総額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係

める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額（以下この条において「口座管理機関分制限利息額」という。）に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）の口座管理機関分制限利息額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の口座管理機関分制限利息額の合計額を控除した額）

三 第百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前二項に規定する債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 第一項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、口座管理機関分制限元本額に関する部分について、国に代わつて元本の償還をする義務

二 前項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、口座管理機関分制限利息額に関する部分について、国に代わつて利息の支払をする義務

三 （略）

（国が誤つて償還等をした場合における取扱い）

第百十一条 （略）

2 前項の場合において、振替国債の債権者は、国に対し、同項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 （略）

第百十二条 振替国債の引受けの申込みをする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該振替国債の振替を行うための口座を国に示さなければならない。

る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

3 （同上）

一 第一項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わつて元本の償還をする義務

二 前項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わつて利息の支払をする義務

三 （略）

（国が誤つて償還等をした場合における取扱い）

第百十一条 （略）

2 振替国債の債権者は、国に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 （略）

（申込みの際の振替口座の提示）

第百十二条 振替国債の募集に応じようとする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該振替国債の振替を行うための口座を国に示さなければならない。

（地方債に関する社債に係る規定の準用）  
 第百十三条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二並びに第四節の規定を除く。）は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|              |                       |                                                                           |
|--------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 第六十七条第一項     | 社債券                   | 地方債証券（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する地方債証券をいう。以下同じ。） |
| 第六十七条第二項     | 社債券                   | 地方債証券                                                                     |
| 第六十八条第三項第二号  | 商号                    | 名称                                                                        |
| 第六十九条第一項第二号  | 又は質権者である加入者           | である加入者                                                                    |
| 第六十九条第一項第四号  | 金額（次号に掲げるものを除く。）      | 金額                                                                        |
| 第六十九条第二項第一号イ | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。） | 加入者                                                                       |
| 第六十九条第二項第二号  | 金額と同項第五号の金額を合計した金額    | 金額                                                                        |
| 第六号          | 第六号                   | 第四号                                                                       |
| 第七十条第三項第二号   | 質権欄                   | 第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、                                                    |

（地方債に関する社債に係る規定の準用）  
 第百十三条 第四章の規定（第六十六条第一号及び第四節の規定を除く。）は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|             |                                                                |                                                         |
|-------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第六十六条第二号    | 決議                                                             | 決定                                                      |
| 第六十七条第一項    | 社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券                                          | 証券（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の五第一項に規定する証券                    |
| 第六十七条第二項    | 社債券                                                            | 証券                                                      |
| 第六十八条第三項第二号 | 商号、                                                            | 名称及び                                                    |
| 第六十九条第一項    | 種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項 | 種類                                                      |
| 第六十九条第一項    | 商法第三百六条第一項に規定する                                                | 全額の                                                     |
| 第六十九条第一項第三号 | 第八十四条第三項                                                       | 第百十四条第二項                                                |
| 第七十一条第七項    | 社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社                           | 地方財政法第五条の六において読み替えて準用する商法第三百九条第一項に規定する地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタ |

|                       |                                             |        |        |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 第七十一条第七項              | 社債管理者又は担保付社債<br>信託法第二条第一項に規定<br>する信託契約の受託会社 |        |        | 若しくは記録する欄（以<br>下この章において「質権<br>欄」という。） |
| 第七十一条第八項              | 社債管理者等                                      | 社債管理者等 | 募集等受託者 |                                       |
| 第八十条第一項及び第八十<br>一条第一項 | この条及び第八十五条                                  | この条    |        |                                       |

（法律の適用の明示等）

第百十四条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の発行者は、引受けの申込みをする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。

2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の引受けの申込みをする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該地方債の振替を行うための口座を当該地方債の発行者に示さなければならない。

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第百十五条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。）は、投資法人債（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

|          |         |         |     |
|----------|---------|---------|-----|
| 第七十一条第八項 | 社債管理会社等 | 募集等受託会社 | ル会社 |
|          | 社債管理会社等 | 募集等受託会社 |     |

（法律の適用の明示等）

第百十四条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の発行者は、募集に応じようとする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。

2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の募集に応じようとする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該地方債の振替を行うための口座を当該地方債の発行者に示さなければならない。

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第百十五条 第四章の規定（第六十六条第一号、第八十三条並びに第八十四条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定を除く。）は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|              |                       |                                                           |
|--------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第六十七条第一項     | 社債券                   | 投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する投資法人債券をいう。以下同じ。）      |
| 第六十七条第二項     | 社債券                   | 投資法人債券                                                    |
| 第六十九条第一項第二号  | 又は質権者である加入者           | である加入者                                                    |
| 第六十九条第一項第四号  | 金額（次号に掲げるものを除く。）      | 金額                                                        |
| 第六十九条第二項第一号イ | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。） | 加入者                                                       |
| 第六十九条第二項第二号  | 金額と同項第五号の金額を合計した金額    | 金額                                                        |
| 第六号          | 第六号                   | 第四号                                                       |
| 第七十条第三項第二号   | 質権欄                   | 第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）       |
| 第七十一条第七項     | 社債管理者又は               | 投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。）又は |

|            |                       |                                                                                             |
|------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第六十六条第二号   | 決議                    | 決定                                                                                          |
| 第六十七条第一項   | 社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券 | 投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する投資法人債券                              |
| 第六十七条第二項   | 社債券                   | 投資法人債券                                                                                      |
| 第七十一条第七項   | 社債管理会社又は              | 投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の三に規定する投資法人債管理会社（第百十五条において読み替えて準用する第八十六条第三項第一号において単に「投資法人債管理会社」という。）又は |
| 第七十一条第八項   | 社債管理会社等               | 投資法人債管理会社等                                                                                  |
| 第八十四条第一項本文 | 社債申込証                 | 投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の四第一項に規定する投資法人債申込証（第百十五条において読み替えて準用する第八十四条第三項において単に「投資法人債申込証」という。）     |
| 第八十四条第二項本文 | 社債原簿                  | 投資信託及び投資法人に                                                                                 |

|             |               |                                                                           |
|-------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 第八十六条第二項    | 社債権者集会        | 投資法人債権者集会                                                                 |
| 第八十六条第一項第一号 | 社債管理者         | 投資法人債権管理者                                                                 |
| 第八十六条第一項    | 社債権者集会        | 投資法人債権者集会                                                                 |
| 第八十五条第一項    | 社債権者集会        | 投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十第一項に規定する投資法人債権者集会をいう。以下同じ。）             |
| 第八十四条第三項    | 会社法第六百七十七条第二項 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第二項                                               |
| 第八十四条第二項    | 社債原簿          | 投資法人債権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する投資法人債権簿をいう。） |
| 第八十四条第一項    | 会社法第六百七十七条第一項 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第一項                                               |
| 第七十一条第八項    | 社債管理者等        | 投資法人債権管理者等                                                                |
|             | 社債管理者等        | 投資法人債権管理者等                                                                |

|               |        |                                                                                                 |
|---------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第八十四条第三項      | 社債申込証  | 投資法人債申込証                                                                                        |
| 第八十五条第一項      | 社債権者集会 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の五第三項に規定する投資法人債権者集会（第百十五条において読み替えて準用する第八十六条第一項及び第二項において単に「投資法人債権者集会」という。） |
| 第八十六条第一項及び第二項 | 社債権者集会 | 投資法人債権者集会                                                                                       |
| 第八十六条第三項第一号   | 社債管理会社 | 投資法人債管理会社                                                                                       |

（振替投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第百十六条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資法人債（以下「振替投資法人債」という。）に関する投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第二百九十九条の規定の適用については、振替投資法人債は、同法に規定する投資証券等のうち同法に規定する投資法人債券とみなす。

（振替投資法人債についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外）

第百十六条の二 振替投資法人債については、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の七において準用する会社法第百八十一条第四号及び第五号、第百八十二条第一項から第三項まで、第百八十八条第一項、第百九十条第一項、第百九十一条第一項及び第二項、第百九十三条第一項並びに第百九十四条第一項の規定は、適用しない。

（相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十七条 第四章の規定（第百十六条第一号イからニまで、第百九条第一項第五号及び第百六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第百九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。）は、相互会社の社債（保険業法第六十一条に規定する社債をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|             |                                         |                                    |
|-------------|-----------------------------------------|------------------------------------|
| 第百十六条第一号    | 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。） | 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債            |
| 第百十七条第一項    | 社債券                                     | 社債券（保険業法第六十一条第六号に規定する社債券をいう。以下同じ。） |
| 第百十八条第三項第二号 | 商号                                      | 名称                                 |

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第百十六条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債に関する同法第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第二百九十九条の規定の適用については、当該投資法人債は、同法に規定する投資法人債券とみなす。

（新設）

（相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十七条 第四章の規定（第百十六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。）は、保険業法に規定する相互会社の社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|             |                                      |                                                           |
|-------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第百十六条第一号    | 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第百八十四条において | 保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債（第百十七条において準用する第百八十四条第一項及び第二項において単に |
| 第百十七条第二項    | 商法第三百六条第一項                           | 保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百六条第一項                            |
| 第百十八条第三項第二号 | 商号                                   | 名称                                                        |

|              |                       |                                                     |
|--------------|-----------------------|-----------------------------------------------------|
| 第六十九條第一項第二号  | 又は質権者である加入者           | である加入者                                              |
| 第六十九條第一項第四号  | 金額（次号に掲げるものを除く。）      | 金額                                                  |
| 第六十九條第二項第一号イ | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。） | 加入者                                                 |
| 第六十九條第二項第二号  | 金額と同項第五号の金額を合計した金額    | 金額                                                  |
| 第七十條第三項第二号   | 第六号                   | 第四号                                                 |
| 第七十一條第七項     | 質権欄                   | 第六十八條第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） |
| 第八十四條第一項     | 社債管理者又は               | 社債管理者（保険業法第六十一條の六に規定する社債管理者をいう。以下同じ。）又は             |
| 第八十四條第二項     | 会社法第六百七十七條第一項         | 保険業法第六十一條の二第一項                                      |
| 第八十四條第三項     | 社債原簿                  | 社債原簿（保険業法第六十一條の五において準用する会社法第六百八十一條に規定する社債原簿をいう。）    |
| 第八十四條第三項     | 会社法第六百七十七條第二項         | 保険業法第六十一條の二第二項                                      |

|          |                                            |         |
|----------|--------------------------------------------|---------|
| 第八十五条第一項 | 第六百七十九条                                    | 第六十一条の四 |
| 社債権者集会   | 社債権者集会（保険業法第六十一条の八第一項に規定する社債権者集会をいう。以下同じ。） |         |

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる相互会社の社債についての保険業法の適用除外）

第百十七条の二 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる相互会社の社債については、保険業法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

（特定社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十八条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。）は、特定社債（資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいい、転換特定社債（同法第百三十一条第一項に規定する転換特定社債をいう。）及び新優先出資引受権付特定社債（同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。）を除く。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|          |                                         |                               |
|----------|-----------------------------------------|-------------------------------|
| 第六十六条第一号 | 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。） | 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債 |
| 第六十七条第一項 | 社債券                                     | 特定社債券（資産の流動化に関する法律第二条第        |

（新設）

（特定社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十八条 第四章の規定（第六十六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。）は、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|          |                                          |                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第六十六条第一号 | 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第八十四条において「短期社債 | 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債（旧資産流動化法第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十四条第一項及び第二項において単に「特定短期社債 |
| 第六十六条第二号 | 発行の決議                                    | 発行の決定（資産の流動                                                                                            |

|            |              |                                                     |                        |
|------------|--------------|-----------------------------------------------------|------------------------|
|            | 第六十七條第二項     | 社債券                                                 | 九項に規定する特定社債券をいう。以下同じ。） |
|            | 第六十九條第一項第二号  | 又は質権者である加入者                                         | である加入者                 |
|            | 第六十九條第一項第四号  | 金額（次号に掲げるものを除く。）                                    | 金額                     |
|            | 第六十九條第二項第一号イ | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。）                               | 加入者                    |
|            | 第六十九條第二項第二号  | 金額と同項第五号の金額を合計した金額                                  | 金額                     |
|            |              | 第六号                                                 | 第四号                    |
| 第七十條第三項第二号 | 質権欄          | 第六十八條第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） |                        |
| 第七十一條第七項   | 社債管理者又は      | 特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）又は   |                        |
|            | 社債管理者等       | 特定社債管理者等                                            |                        |
| 第七十一條第八項   | 社債管理者等       | 特定社債管理者等                                            |                        |
| 第八十四條第一項   | 会社法第六百七十七條第一 | 資産の流動化に関する法                                         |                        |

|          |          |                                                                                                                |                                                    |
|----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
|          | 第六十七條第一項 | 社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券                                                                                          | 特定社債券（資産の流動化に関する法律第百八条の決定（旧資産流動化法第百八条の決定を含む。）をいう。） |
|          | 当該決議     | 当該決定                                                                                                           |                                                    |
|          | 第六十七條第二項 | 社債券                                                                                                            | 特定社債券                                              |
| 第七十一條第七項 | 社債管理会社又は | 資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社（旧資産流動化法第百九条に規定する特定社債管理会社を含む。第百八条において読み替えて準用する第百八十六條第三項第一号において単に「特定社債管理会社」という。）又は |                                                    |
|          | 社債管理会社等  | 特定社債管理会社等                                                                                                      |                                                    |
| 第七十一條第八項 | 社債管理会社等  | 特定社債管理会社等                                                                                                      |                                                    |

|             |               |                                                        |
|-------------|---------------|--------------------------------------------------------|
| 第八十四条第二項    | 社債原簿          | 律第二百二十二条第一項                                            |
| 第八十四条第三項    | 会社法第六百七十七条第二項 | 資産の流動化に関する法律第二百二十二条第二項                                 |
| 第六百七十九条     | 第二百二十四条       |                                                        |
| 第八十五条第一項    | 社債権者集会        | 特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。） |
| 第八十六条第一項    | 社債権者集会        | 特定社債権者集会                                               |
| 第八十六条第一項第一号 | 社債管理者         | 特定社債管理者                                                |
| 第八十六条第二項    | 社債権者集会        | 特定社債権者集会                                               |

|          |        |                                                                                                                  |
|----------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第八十四条第一項 | 社債申込証  | 資産の流動化に関する法律第一百十條第一項に規定する特定社債申込証（旧資産流動化法第一百十條第一項に規定する特定社債申込証を含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十四条第三項において単に「特定社債申込証」という。）   |
| 第八十四条第二項 | 短期社債   | 特定短期社債                                                                                                           |
| 社債原簿     |        | 資産の流動化に関する法律第七十條第一項第二号に規定する特定社債原簿（旧資産流動化法第七十條第一項第二号に規定する特定社債原簿を含む。）                                              |
| 短期社債     |        | 特定短期社債                                                                                                           |
| 社債申込証    |        | 特定社債申込証                                                                                                          |
| 第八十五条第一項 | 社債権者集会 | 資産の流動化に関する法律第一百十一條第三項に規定する特定社債権者集会（旧資産流動化法第一百十一條第三項に規定する特定社債権者集会を含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十六条第一項及び第二項において単に「特定社債権者 |

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第百十九条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債については、資産の流動化に関する法律第百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第百二十条 第四章の規定（第六十六条第一号イから二まで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、特別法人債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第六十六条第一号 | 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。） | 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農 |
|----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

集会」という。）

第八十六条第一項及び第二項  
社債権者集会

特定社債権者集会

第八十六条第三項第一号  
社債管理会社

特定社債管理会社

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第百十九条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定社債に関する同法の規定の適用については当該特定社債は同法に規定する特定社債券とみなし、旧資産流動化法の規定の適用については当該特定社債は旧資産流動化法に規定する特定社債券とみなす。

（特別法人債に関する社債等に係る規定の準用）

第百二十条 第四章の規定（第六十六条第一号イからホまで及び第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、特別法人債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第六十六条第一号 | 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第百八十四条において「短期社債」という。） | 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に表示さ |
|----------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|----------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|              |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                     |             |
|--------------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------------------------------------|-------------|
|              |                                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 利                                                   | 林債に表示されるべき権 |
| 第六十七條        | 社債券                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 債券                                                  |             |
| 第六十八條第三項第二号  | 商号                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名称                                                  |             |
| 第六十九條第一項第二号  | 又は質権者である加入者                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  | である加入者                                              |             |
| 第六十九條第一項第四号  | 金額（次号に掲げるものを除く。）                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 金額                                                  |             |
| 第六十九條第二項第一号イ | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。）               |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 加入者                                                 |             |
| 第六十九條第二項第二号  | 金額と同項第五号の金額を合計した金額                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 金額                                                  |             |
| 第七十條第三項第二号   | 第六号                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 第四号                                                 |             |
|              | 質権欄                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 第六十八條第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） |             |
| 第七十一條第七項     | 社債管理者又は担保付社債信託法第二條第一項に規定する信託契約の受託会社 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者              |             |
|              | 社債管理者等                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 特別法人債管理者                                            |             |
| 第七十一條第八項     | 社債管理者等                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 特別法人債管理者                                            |             |

|             |                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                         |        |
|-------------|----------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------------------------|--------|
|             |                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                         | れるべき権利 |
| 第六十六條第二号    | 決議                                                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 決定                                      |        |
| 第六十七條第一項    | 社債券（商法第三百六條第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。）                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 債券                                      |        |
| 第六十七條第二項    | 社債券                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 債券                                      |        |
| 第六十八條第三項第二号 | 商号、                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名称及び                                    |        |
|             | 種類及び担保付社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 種類                                      |        |
| 第六十九條第一項    | 商法第三百六條第一項に規定する                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 全額の                                     |        |
| 第六十九條第一項第三号 | 第八十四條第三項                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 第二百十條において準用する第二百十四條第二項                  |        |
| 第七十一條第七項    | 社債管理会社又は担保付社債信託法第二條第一項に規定する信託契約の受託会社                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社 |        |
|             | 社債管理会社等                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 特別法人債管理会社                               |        |
| 第七十一條第八項    | 社債管理会社等                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 特別法人債管理会社                               |        |

|                   |            |     |
|-------------------|------------|-----|
| 第八十条第一項及び第八十一条第一項 | この条及び第八十五条 | この条 |
|-------------------|------------|-----|

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替

(投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百一十一条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項並びに第四節の規定を除く。)及び第百十四条第二項の規定は、投資信託受益権(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する受益権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づき受益権を含む。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第六十六条       | 利息           | 収益の分配金                                                      |
|-------------|--------------|-------------------------------------------------------------|
| 第六十六条第二号    | 発行の決定        | 投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。) |
|             | 当該決定に基づき発行する | 当該                                                          |
| 第六十七条第一項    | 社債券          | 受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する受益証券をいう。以下同じ。)             |
| 第六十七条第二項    | 社債券          | 受益証券                                                        |
| 第六十八条第三項第三号 | 金額           | 口数                                                          |

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替

(投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百一十一条 第四章の規定(第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節の規定を除く。)及び第百十四条第二項の規定は、投資信託受益権(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第六十六条       | 利息                                   | 収益の分配金                     |
|-------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 第六十七条第一項    | 発行の決議                                | 投資信託約款                     |
|             | 当該決議に基づき発行する                         | 当該                         |
| 第六十七条第二項    | 社債券                                  | 受益証券(商法第三百六条第一項に規定する債券をいう) |
| 第六十八条第三項第二号 | 商号、                                  | 受益証券                       |
|             | 種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場 | 種類                         |
|             | 商号及び                                 | 商号及び                       |

|              |  |                       |  |                   |  |
|--------------|--|-----------------------|--|-------------------|--|
| 第六十九條第一項     |  | を發行した日以後遅滞なく          |  | について、信託が設定された場合には |  |
| 第六十九條第一項第一号  |  | 發行                    |  | 信託                |  |
| 第六十九條第一項第二号  |  | 振替社債の社債権者又は質権者である     |  | 信託の受益者となるべき       |  |
| 第六十九條第一項第四号  |  | 金額（次号に掲げるものを除く。）      |  | 口数                |  |
| 第六十九條第一項第七号  |  | 総額                    |  | 総口数               |  |
| 第六十九條第二項第一号イ |  | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。） |  | 加入者               |  |
| 第六十九條第二項第二号  |  | 金額の増額                 |  | 口数の増加             |  |
| 第六十九條第二項第二号  |  | 金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額 |  | 口数の増加             |  |
| 第六十九條第二項第二号  |  | 第六号                   |  | 第四号               |  |
| 第七十條第一項      |  | 減額若しくは増額              |  | 口数の減少若しくは増加       |  |
| 第七十條第二項      |  | 減額                    |  | 口数の減少             |  |
| 第七十條第三項第一号   |  | 減額及び増額                |  | 口数の減少及び増加         |  |
| 第七十條第三項第一号   |  | 金額                    |  | 口数                |  |
| 第七十條第三項第二号   |  | 減額                    |  | 口数の減少             |  |

|                                   |  |                        |  |                          |  |
|-----------------------------------|--|------------------------|--|--------------------------|--|
| 第六十八條第三項第三号から第五号まで、第四項第二号及び第五項第二号 |  | 金額                     |  | 口数                       |  |
| 第六十九條第一項                          |  | 商法第三百六條第一項に規定する払込みがあつた |  | 信託が設定された                 |  |
| 第六十九條第一項第一号                       |  | 払込み                    |  | 信託                       |  |
| 第六十九條第一項第二号                       |  | 払込みを行つた                |  | 信託に係る受益者となるべき            |  |
| 第六十九條第一項第三号                       |  | 第八十四條第三項               |  | 第二百一十一條において準用する第二百十四條第二項 |  |
| 第六十九條第一項第四号                       |  | 払込み                    |  | 信託                       |  |
| 第六十九條第一項第五号                       |  | 金額                     |  | 口数                       |  |
| 第六十九條第二項                          |  | 総額                     |  | 総口数                      |  |
| 第六十九條第二項                          |  | 金額の増額                  |  | 口数の増加                    |  |
| 第七十條第一項                           |  | 減額若しくは増額               |  | 口数の減少若しくは増加              |  |
| 第七十條第二項                           |  | 減額                     |  | 口数の減少                    |  |
| 第七十條第三項第一号                        |  | 減額及び増額                 |  | 口数の減少及び増加                |  |
| 第七十條第三項第一号                        |  | 金額                     |  | 口数                       |  |

|                       |      |                                                     |
|-----------------------|------|-----------------------------------------------------|
| 第七十一条第三項              | 金額   | 口数                                                  |
|                       | 減額   | 口数の減少                                               |
| 第七十一条第一項及び第二項         | 減額   | 口数の減少                                               |
|                       | 増額   | 増加                                                  |
| 第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項 | 振替金額 | 振替口数                                                |
|                       | 減額   | 減少                                                  |
| 第七十条第五項第一号            | 振替金額 | 振替口数                                                |
|                       | 増額   | 増加                                                  |
| 第七十条第四項第三号及び第四号       | 振替金額 | 振替口数                                                |
|                       | 減額   | 減少                                                  |
| 第七十条第四項第一号            | の金額  | の口数                                                 |
|                       | 振替金額 | 振替口数                                                |
| 第七十条第三項第三号及び第四号       | 増額   | 口数の増加                                               |
|                       | 質権欄  | 第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） |

|                       |      |       |
|-----------------------|------|-------|
| 第七十条第三項第二号            | 減額   | 口数の減少 |
|                       | 増額   | 口数の増加 |
| 第七十条第三項第三号及び第四号       | の金額  | の口数   |
|                       | 振替金額 | 振替口数  |
| 第七十条第四項第一号            | 減額   | 減少    |
|                       | 振替金額 | 振替口数  |
| 第七十条第四項第三号及び第四号       | 振替金額 | 振替口数  |
|                       | 増額   | 増加    |
| 第七十条第五項第一号            | 振替金額 | 振替口数  |
|                       | 減額   | 減少    |
| 第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項 | 振替金額 | 振替口数  |
|                       | 増額   | 増加    |
| 第七十一条第一項及び第二項         | 減額   | 口数の減少 |
|                       | 増額   | 増加    |
| 第七十一条第三項第一号           | 減額   | 口数の減少 |
|                       | 金額   | 口数    |
| 第七十一条第三項第二号           | 減額   | 口数の減少 |
|                       | 金額   | 口数    |
| 第七十一条第四項第一号及び第五項第一号   | 減額   | 減少    |
|                       | 金額   | 口数    |

| 第七十一条第四項第一号及び第五項第一号 |  | 金額                                                                                              | 口数                   |
|---------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 第七十一条第七項            |  | 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二十条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか | 発行者は                 |
|                     |  | 償還をするのと                                                                                         | 償還又は解約をするのと          |
|                     |  | 当該償還                                                                                            | 当該償還又は解約             |
|                     |  | 金額と同額                                                                                           | 口数と同口数               |
| 第七十三条               |  | 利息                                                                                              | 収益の分配金               |
|                     |  | 金額の増額                                                                                           | 口数の増加                |
| 第七十四条               |  | 金額の増額                                                                                           | 口数の増加                |
| 第七十七条               |  | 増額の記載又は記録を                                                                                      | 口数の増加の記載又は記録を        |
|                     |  | 当該増額                                                                                            | 当該増加                 |
|                     |  | 総額が                                                                                             | 総口数が                 |
| 第七十八条第一項            |  | 発行総額（償還済みの額）                                                                                    | 総発行口数（償還済み又は解約済みの口数） |

|          |  |                                                                                                   |  |
|----------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 第七十一条第七項 |  | 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保付社債信託法第二十条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか |  |
|          |  | 償還をするのと                                                                                           |  |
|          |  | 当該償還                                                                                              |  |
|          |  | 金額と同額                                                                                             |  |
|          |  | 口数と同口数                                                                                            |  |
|          |  | 収益の分配金                                                                                            |  |
| 第七十三条    |  | 利息                                                                                                |  |
|          |  | 金額の増額                                                                                             |  |
|          |  | 口数の増加                                                                                             |  |
| 第七十四条    |  | 金額の増額                                                                                             |  |
|          |  | 口数の増加                                                                                             |  |
| 第七十七条    |  | 増額の記載又は記録を                                                                                        |  |
|          |  | 口数の増加の記載又は記録を                                                                                     |  |
|          |  | 当該増額                                                                                              |  |
|          |  | 当該増加                                                                                              |  |
|          |  | 総額が                                                                                               |  |
|          |  | 総口数が                                                                                              |  |
| 第七十八条第一項 |  | 発行総額（償還済みの額）                                                                                      |  |
|          |  | 総発行口数（償還済み又は解約済みの口数）                                                                              |  |
|          |  | 額が第二号の額                                                                                           |  |
|          |  | 口数が第二号の口数                                                                                         |  |
|          |  | 超過額                                                                                               |  |
|          |  | 超過口数                                                                                              |  |

| 第七十九條第五項第一号 | 第七十九條第四項第二号 | 第七十九條第三項 |      | 第七十九條第二項  |    | 第七十九條第一項 |        |      |    |      | 第七十八條第二項  |    |    |        |      |        |      |
|-------------|-------------|----------|------|-----------|----|----------|--------|------|----|------|-----------|----|----|--------|------|--------|------|
|             |             |          |      |           |    |          |        |      |    |      |           |    |    |        |      |        |      |
| 金額の減額       | 金額          | 額の       | 超過額  | 増額又は減額    | 金額 | 相当する額    | 控除した額  | 超過額  | 金額 | 合計額  | 増額又は減額    | 金額 | 金額 | 控除した額  | 超過額  | 発行総額を  | 合計額  |
| 口数の減少       | 口数          | 口数の      | 超過口数 | 口数の増加又は減少 | 口数 | 相当する口数   | 控除した口数 | 超過口数 | 口数 | 合計口数 | 口数の増加又は減少 | 口数 | 口数 | 控除した口数 | 超過口数 | 総発行口数を | 合計口数 |

| 第七十九條第五項第一号 | 第七十九條第四項第二号 | 第七十九條第三項 |      | 第七十九條第二項第二号 |           | 第七十九條第二項第一号 | 第七十九條第一項 |    |      |      |     | 第七十八條第二項 |    |           |     |         |  |
|-------------|-------------|----------|------|-------------|-----------|-------------|----------|----|------|------|-----|----------|----|-----------|-----|---------|--|
|             |             |          |      |             |           |             |          |    |      |      |     |          |    |           |     |         |  |
| 金額の減額       | 金額          | 額の       | 超過額  | 金額          | 増額又は減額    | 額           | 合計額      | 金額 | する額  | 超過額  | の額  | の額       | 金額 | 増額又は減額    | 額は  | 金額の合計額  |  |
| 口数の減少       | 口数          | 口数の      | 超過口数 | 口数          | 口数の増加又は減少 | 口数          | 合計口数     | 口数 | する口数 | 超過口数 | の口数 | の口数      | 口数 | 口数の増加又は減少 | 口数は | 口数の合計口数 |  |

|             |  |            |               |
|-------------|--|------------|---------------|
| 第七十九条第五項第二号 |  | 金額の増額      | 口数の増加         |
| 第八十条第一項     |  | 金額         | 口数            |
|             |  | 総額         | 総口数           |
|             |  | 超過額        | 超過口数          |
|             |  | 係る額        | 係る口数          |
|             |  | 控除した額      | 控除した口数        |
|             |  | 乗じた額       | 乗じた口数         |
|             |  | この条及び第八十五条 | この条           |
|             |  | 振替機関分制限額   | 振替機関分制限口数     |
|             |  | 元本の償還及び利息  | 償還、解約及び収益の分配金 |
|             |  | 口座管理機関分制限額 | 口座管理機関分制限口数   |
|             |  | 合計額        | 合計口数          |
| 第八十条第二項第一号  |  | 振替機関分制限額   | 振替機関分制限口数     |
|             |  | 元本の償還及び利息  | 償還、解約及び収益の分配金 |
| 第八十一条第一項    |  | 金額         | 口数            |
|             |  | 総額         | 総口数           |

|             |  |                |                   |
|-------------|--|----------------|-------------------|
| 第七十九条第五項第二号 |  | 金額の増額          | 口数の増加             |
| 第八十条第一項     |  | の額             | の口数               |
|             |  | 超過額            | 超過口数              |
|             |  | 額を控除した額（に乘じた額） | 口数を控除した口数（に乘じた口数） |
|             |  | 元本の償還及び利息      | 償還、解約及び収益の分配金     |
| 第八十条第二項第一号  |  | 額              | 口数                |
|             |  | 額の合計額を控除した額    | 口数の合計口数を控除した口数    |
|             |  | 総額             | 総口数               |
|             |  | 算出された額を控除した額   | 算出された口数を控除した口数    |
|             |  | 金額             | 口数                |
|             |  | 元本の償還及び利息      | 償還、解約及び収益の分配金     |
|             |  | 額を控除した額（に乘じた額） | 口数を控除した口数（に乘じた口数） |
|             |  | 超過額            | 超過口数              |
| 第八十一条第一項    |  | の額             | の口数               |
|             |  | 超過額            | 超過口数              |
|             |  | 額を控除した額（に乘じた額） | 口数を控除した口数（に乘じた口数） |
|             |  | 元本の償還及び利息      | 償還、解約及び収益の分配金     |

| 第八十一条第二項第一号 | 超過額        | 超過口数          |
|-------------|------------|---------------|
|             | 係る額        | 係る口数          |
| 第八十二条       | 控除した額      | 控除した口数        |
|             | 乗じた額       | 乗じた口数         |
| 第八十一条第二項第一号 | この条及び第八十五条 | この条           |
|             | 口座管理機関分制限額 | 口座管理機関分制限口数   |
| 第八十二条       | 元本の償還及び利息  | 償還、解約及び収益の分配金 |
|             | 合計額        | 合計口数          |
| 第八十一条第二項第一号 | 口座管理機関分制限額 | 口座管理機関分制限口数   |
|             | 元本の償還又は利息  | 償還、解約又は収益の分配金 |
| 第八十二条       | 金額         | 口数            |
|             | 元本の償還又は利息  | 償還、解約又は収益の分配金 |

第七節 貸付信託の受益権の振替

(貸付信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百二十二条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項並びに第四節の規定を除く。)及び第百十四條第二項の規定は、貸付信託受益権(貸付信託法第二条第二項に規定する受益権をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の

| 第八十一条第二項第一号 | 金額           | 口数             |
|-------------|--------------|----------------|
|             | 算出された額を控除した額 | 算出された口数を控除した口数 |
| 第八十二条       | 総額           | 総口数            |
|             | 額の合計額を控除した額  | 口数の合計口数を控除した口数 |
| 第八十一条第二項第一号 | 元本の償還及び利息    | 償還、解約及び収益の分配金  |
|             | 額            | 口数             |
| 第八十二条       | 元本の償還又は利息    | 償還、解約又は収益の分配金  |
|             | 金額           | 口数             |

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託又は外国投資信託の受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第二百二十二条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該投資信託の受益権は同法に規定する投資信託の受益証券と、当該外国投資信託の受益権は同法に規定する外国投資信託の受益証券と、それぞれみなす。

第七節 貸付信託の受益権の振替

(貸付信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百二十三条 第四章の規定(第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節の規定を除く。)及び第百十四條第二項の規定は、貸付信託受益権(貸付信託法に規定する貸付信託の受益権をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる

上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|              |                       |                                     |
|--------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 第六十六条        | 利息                    | 収益の分配金                              |
| 第六十六条第二号     | 発行の決定                 | 信託約款（貸付信託法第三条第一項に規定する信託約款をいう。）      |
|              | 当該決定に基づき発行する          | 当該                                  |
| 第六十七条第一項     | 社債券                   | 受益証券（貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券をいう。以下同じ。） |
| 第六十七条第二項     | 社債券                   | 受益証券                                |
| 第六十九条第一項     | を発行した日以後遅滞なく          | について、信託が設定された場合には                   |
| 第六十九条第一項第一号  | 発行                    | 信託                                  |
| 第六十九条第一項第二号  | 振替社債の社債権者又は質権者である     | 信託の受益者となるべき                         |
| 第六十九条第一項第四号  | 金額（次号に掲げるものを除く。）      | 金額                                  |
| 第六十九条第二項第一号イ | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。） | 加入者                                 |
| 第六十九条第二項第二号  | 金額と同項第五号の金額を合計した金額    | 金額                                  |

規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|             |                                                                |                           |
|-------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 第六十六条       | 利息                                                             | 収益の分配金                    |
|             | 発行の決議                                                          | 信託約款                      |
|             | 当該決議に基づき発行する                                                   | 当該                        |
| 第六十七条第一項    | 社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券                                          | 受益証券（貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券 |
| 第六十七条第二項    | 社債券                                                            | 受益証券                      |
| 第六十八条第三項第二号 | 商号、                                                            | 商号及び                      |
|             | 種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項 | 種類                        |
| 第六十九条第一項    | 商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた                                         | 信託が設定された                  |
| 第六十九条第一項第一号 | 払込み                                                            | 信託                        |
| 第六十九条第一項第二号 | 払込みを行った                                                        | 信託に係る受益者となるべき             |
| 第六十九条第一項第三号 | 第八十四条第三項                                                       | 第二百一十三条において準              |

|             |                                                                                                |                                                     |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|             | 第六号                                                                                            | 第四号                                                 |
| 第七十条第三項第二号  | 質権欄                                                                                            | 第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） |
| 第七十一条第七項    | 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか | 発行者は                                                |
| 第七十三条       | 償還をするのと                                                                                        | 元本の償還をするのと                                          |
| 第七十八条第一項    | 償還済み                                                                                           | 償還済み又は消却済み                                          |
| 第八十条及び第八十一条 | この条及び第八十五条                                                                                     | この条                                                 |
|             | 利息の支払をする義務                                                                                     | 収益の分配金の支払をする義務並びに買取りをする義務                           |
| 第八十二条       | 又は利息の支払                                                                                        | 若しくは収益の分配金の支払又は買取り                                  |

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権に関する貸付信託法の特例）

|             |                                                                                                  |                           |             |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------|
|             | 第六十九条第一項第四号                                                                                      | 払込み                       | 用する第百十四条第二項 |
| 第七十一条第七項    | 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか | 発行者は                      |             |
| 第七十三条       | 利息                                                                                               | 収益の分配金                    |             |
| 第七十八条第一項    | 償還済み                                                                                             | 償還済み又は消却済み                |             |
| 第八十条及び第八十一条 | 利息の支払をする義務                                                                                       | 収益の分配金の支払をする義務並びに買取りをする義務 |             |
| 第八十二条       | 又は利息の支払                                                                                          | 若しくは収益の分配金の支払又は買取り        |             |

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託の受益権に関する貸付信託法の特例）

第百二十四条 信託会社等は、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約を締結しようとするときは、同法第七条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貸付信託の受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を公告しなければならない。

2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該貸付信託の受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

第二百二十三条 信託会社等は、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権に係る信託契約を締結しようとするときは、貸付信託法第七条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貸付信託受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を公告しなければならない。

（特定目的信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第二百二十四条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項、第八十三条、第八十四条第一項、第三項及び第四項、第八十六条第一項第二号、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。）及び第一百十四条第二項の規定は、特定目的信託受益権（資産の流動化に関する法律第一条第十五項に規定する受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

| 第六十六条       | 利息           | 利益                                             |
|-------------|--------------|------------------------------------------------|
| 第六十六条第二号    | 発行の決定        | 特定目的信託契約（資産の流動化に関する法律第二百二十九条に規定する特定目的信託契約をいう。） |
|             | 当該決定に基づき発行する | 当該                                             |
| 第六十七条第一項    | 社債券          | 受益証券（資産の流動化に関する法律第二十条第十五項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）   |
| 第六十七条第二項    | 社債券          | 受益証券                                           |
| 第六十八条第三項第二号 | 商号           | 名称                                             |
| 第六十八条第三項第三号 | 金額           | 資産の流動化に関する法                                    |

|                                  |                       |                       |                                                                         |
|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第六十八條第三項第四号及び第五号、第四項第二号並びに第五項第二号 |                       | 金額                    | 律第二百二十六条第一項第三号ロに規定する元本持分（元本持分を有しない銘柄にあつては、同号ロに規定する利益持分）の数（以下「持分の数」という。） |
| 第六十九條第一項                         |                       | を発行した日以後遅滞なく          |                                                                         |
| 第六十九條第一項第一号                      | 発行                    | 信託                    |                                                                         |
| 第六十九條第一項第二号                      | 振替社債の社債権者又は質権者である     | 信託の権利者となるべき           |                                                                         |
| 第六十九條第一項第四号                      | 金額（次号に掲げるものを除く。）      | 持分の数                  |                                                                         |
| 第六十九條第一項第七号                      | 総額                    | 持分の総数                 |                                                                         |
| 第六十九條第二項第一号イ                     | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。） | 加入者                   |                                                                         |
| 第六十九條第二項第二号                      | 金額の増額                 | 持分の数の増加               |                                                                         |
| 第六十九條第二項第二号                      |                       | 金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額 | 持分の数の増加                                                                 |
| 第六号                              |                       | 第四号                   |                                                                         |

|                 |          |                                                     |               |
|-----------------|----------|-----------------------------------------------------|---------------|
| 第七十条第一項         | 減額若しくは増額 |                                                     | 持分の数の減少若しくは増加 |
|                 | 減額       | 増額                                                  |               |
| 第七十条第二項         | 減額       |                                                     | 持分の数の減少       |
| 第七十条第三項第一号      | 減額及び増額   |                                                     | 持分の数の減少及び増加   |
|                 | 金額       | 金額                                                  | 持分の数          |
| 第七十条第三項第二号      | 減額       |                                                     | 持分の数の減少       |
|                 | 質権欄      | 第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） |               |
| 第七十条第三項第三号及び第四号 | 増額       |                                                     | 持分の数の増加       |
|                 | の金額      | の持分の数                                               |               |
| 第七十条第四項第一号      | 振替金額     |                                                     | 振替持分の数        |
|                 | 減額       | 減少                                                  |               |
| 第七十条第四項第二号及び第四号 | 振替金額     |                                                     | 振替持分の数        |
|                 | 増額       | 増加                                                  |               |
| 第七十条第五項第一号      | 振替金額     |                                                     | 振替持分の数        |
|                 | 減額       | 減少                                                  |               |
| 第七十条第五項第二号及び    | 振替金額     |                                                     | 振替持分の数        |

|           |         |               |         |          |      |                     |                                                                                                |              |    |         |         |         |                 |                 |  |
|-----------|---------|---------------|---------|----------|------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----|---------|---------|---------|-----------------|-----------------|--|
| 第四号並びに第七項 |         | 第七十一条第一項及び第二項 |         | 第七十一条第三項 |      | 第七十一条第四項第一号及び第五項第一号 |                                                                                                | 第七十一条第七項     |    | 第七十三条   |         | 第七十四条   |                 | 第七十七条           |  |
| 増額        | 減額      | 減額            | 金額      | 金額       | 減額   | 金額                  | 減額                                                                                             | 金額と同額        | 利息 | 金額の増額   | 金額の増額   | 金額の増額   | 増額の記載又は記録を      | 増額の記載又は記録を      |  |
| 増加        | 持分の数の減少 | 持分の数の減少       | 持分の数の減少 | 持分の数     | 持分の数 | 減少                  | 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか | 持分の数と同数の持分の数 | 利益 | 持分の数の増加 | 持分の数の増加 | 持分の数の増加 | 持分の数の増加の記載又は記録を | 持分の数の増加の記載又は記録を |  |

| 第七十八條第一項 |        | 第七十九條第一項           |     |          |     |          |      | 第七十八條第二項 |             | 第七十九條第二項 |      |     |          |          |             |
|----------|--------|--------------------|-----|----------|-----|----------|------|----------|-------------|----------|------|-----|----------|----------|-------------|
| 当該増額     | 総額が    | 発行総額（償還済みの額）       | 合計額 | 発行総額を    | 超過額 | 控除した額    | 金額   | 金額       | 増額又は減額      | 合計額      | 金額   | 超過額 | 控除した額    | 金額       | 増額又は減額      |
| 当該増加     | 持分の総数が | 総発行持分の数（償還済みの持分の数） | 合計数 | 総発行持分の数を | 超過数 | 控除した持分の数 | 持分の数 | 持分の数     | 持分の数の増加又は減少 | 合計数      | 持分の数 | 超過数 | 控除した持分の数 | 相当する持分の数 | 持分の数の増加又は減少 |

| 第八十条第二項第一号 |             | 第八十条第一項 |               |            |             |         |          |        |     |       |      | 第七十九條第三項 | 第七十九條第四項第二号 |      | 第七十九條第五項第一号 | 第七十九條第五項第二号 | 第八十条第一項 |     |
|------------|-------------|---------|---------------|------------|-------------|---------|----------|--------|-----|-------|------|----------|-------------|------|-------------|-------------|---------|-----|
| 元本の償還及び利息  | 振替機関分制限額    | 合計額     | 口座管理機関分制限額    | 元本の償還及び利息  | 振替機関分制限額    | 乗じた額    | 控除した額    | 係る額    | 超過額 | 総額    | 金額   | 金額の増額    | 金額の減額       | 金額   | 金額の増額       | 金額の減額       | 額       | 超過額 |
| 償還及び利益の配当額 | 振替機関分制限持分の数 | 合計数     | 口座管理機関分制限持分の数 | 償還及び利益の配当額 | 振替機関分制限持分の数 | 乗じた持分の数 | 控除した持分の数 | 係る持分の数 | 超過数 | 持分の総数 | 持分の数 | 持分の数の増加  | 持分の数の減少     | 持分の数 | 持分の数の増加     | 持分の数の減少     | 持分の数の   | 超過数 |

| 第八十一条第一項                                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金額                                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 持分の数                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総額                                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 超過額                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 係る額                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 控除した額                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 乗じた額                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座管理機関分制限額                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 元本の償還及び利息                                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計額                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座管理機関分制限持分の数                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 償還及び利益の配当額                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計数                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座管理機関分制限持分の数                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 償還及び利益の配当額                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 持分の数                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 償還又は利益の配当額                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 金額                                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 元本の償還又は利息                                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 社債原簿                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 権利者名簿（資産の流動化に関する法律第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿をいう。） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資産の流動化に関する法律第二百四十四条第一項                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 会社法第七百二十三条第一項                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第八十五条第一項                                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|          |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 第八十六条第一項 | 会社法第七百十八条第一項                                                   | 資産の流動化に関する法律第二百四十二条第四項                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第八十五条第二項 | 振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額<br>金額（振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額）<br>社債権者集会 | （同法第二百五十条第三項及び第二百五十三條において準用する場合を含む。）<br>持分の数（振替機関分制限持分の数及び口座管理機関分制限持分の数の合計数）<br>同法第二百四十条第一項に規定する権利者集会又は同法第二百五十一条第一項に規定する種類権利者集会（次条において「権利者集会等」という。）<br>資産の流動化に関する法律第二百四十二条第四項（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七百十八条第一項の規定及び資産の流動化に関する法律第二百五十四条第一項<br>振替機関分制限持分の数及び口座管理機関分制限持分の数<br>資産の流動化に関する法律第二百四十二条第四項 |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第八十六条第一項第一号 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第八十六条第一項第三号 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 前二号         | <div data-bbox="1209 750 1445 1072"> <p>（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第七百十八条第一項</p> </div> <div data-bbox="1136 750 1209 1072"> <p>社債権者集会の</p> </div> <div data-bbox="1078 750 1136 1072"> <p>同条第三項</p> </div> <div data-bbox="798 750 1078 1072"> <p>資産の流動化に関する法律第二百四十二条第四項（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第七百十八条第三項</p> </div> <div data-bbox="724 750 798 1072"> <p>、社債権者集会</p> </div> <div data-bbox="529 750 724 1072"> <p>議決権の行使又は担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査</p> </div> <div data-bbox="229 750 529 1072"> <p>社債管理者が</p> </div> <div data-bbox="229 421 303 750"> <p>当該社債管理者</p> </div> |
| 第一号         | <div data-bbox="1209 1072 1445 2029"> <p>（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第七百十八条第一項</p> </div> <div data-bbox="1136 1072 1209 2029"> <p>権利者集会等の</p> </div> <div data-bbox="1078 1072 1136 2029"> <p>資産の流動化に関する法律第二百四十二条第四項（同法第二百五十条第三項及び第二百五十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第七百十八条第三項</p> </div> <div data-bbox="798 1072 1078 2029"> <p>又は権利者集会等</p> </div> <div data-bbox="529 1072 798 2029"> <p>議決権の行使</p> </div> <div data-bbox="229 1072 529 2029"> <p>特定信託管理者（資産の流動化に関する法律第二十条第十八項に規定する特定信託管理者をいう。）が</p> </div> <div data-bbox="229 750 303 1072"> <p>当該特定信託管理者</p> </div>                                          |

（振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百二十五条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定目的信託受益権（以下「振替特定目的信託受益権」という。）に関する資産の流動化に関する法律の規定の適用については、振替特定目的信託受益権の権利者は、受益証券の権利者とみなすほか、同法第二百八十六条の規定の適用については、振替特定目的信託受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

（特定目的信託の受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第二百二十五条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十六条の規定を除く。）及び第百四十二条第二項の規定は、特定目的信託受益権（資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第六十六条       | 利息                                                                    | 利益                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
|             | 発行の決議                                                                 | 特定目的信託契約                           |
| 第六十七条第一項    | 当該決議に基づき発行する                                                          | 当該                                 |
|             | 社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券                                                 | 受益証券（資産の流動化に関する法律第七十三条第一項に規定する受益証券 |
| 第六十七条第二項    | 社債券                                                                   | 受益証券                               |
| 第六十八条第三項第二号 | 商号、<br>種類及び担保付社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項 | 名称及び<br>種類                         |
| 第六十八条第三項第三号 | 金額                                                                    | 資産の流動化に関する法律第百六十五条第一項第             |

|                                  |                        |                                                             |
|----------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第六十八條第三項第四号及び第五号、第四項第二号並びに第五項第二号 | 金額                     | 三号口に規定する元本持分（元本持分を有しない銘柄にあつては、同号口に規定する利益持分）の数（以下「持分の数」という。） |
| 第六十九條第一項                         | 商法第三百六條第一項に規定する払込みがあつた | 信託が設定された                                                    |
| 第六十九條第一項第一号                      | 払込み                    | 信託                                                          |
| 第六十九條第一項第二号                      | 払込みを行つた                | 信託に係る権利者となるべき                                               |
| 第六十九條第一項第三号                      | 第八十四條第三項               | 第二百二十五條において準用する第百十四條第二項                                     |
| 第六十九條第一項第四号                      | 払込み                    | 信託                                                          |
| 第六十九條第一項第五号                      | 金額                     | 持分の数                                                        |
| 第七十條第一項                          | 金額の増額                  | 持分の総数                                                       |
| 第七十條第二項                          | 減額若しくは増額               | 持分の数の増加                                                     |
| 第七十條第三項                          | 減額                     | 持分の数の減少若しくは増加                                               |
| 第七十條第四項                          | 減額                     | 持分の数の減少                                                     |

|             |  |             |  |               |  |                       |  |            |  |                 |  |            |  |                 |            |            |  |
|-------------|--|-------------|--|---------------|--|-----------------------|--|------------|--|-----------------|--|------------|--|-----------------|------------|------------|--|
| 第七十一条第三項第二号 |  | 第七十一条第三項第一号 |  | 第七十一条第一項及び第二項 |  | 第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項 |  | 第七十条第五項第一号 |  | 第七十条第四項第三号及び第四号 |  | 第七十条第四項第一号 |  | 第七十条第三項第三号及び第四号 | 第七十条第三項第二号 | 第七十条第三項第一号 |  |
| 減額          |  | 金額          |  | 減額            |  | 増額                    |  | 振替金額       |  | 減額              |  | 振替金額       |  | の金額             |            | 増額         |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  | 持分の数        |  | 持分の数の減少       |  | 増加                    |  | 振替持分の数     |  | 減少              |  | 振替持分の数     |  | の持分の数           |            | 持分の数の増加    |  |
| 持分の数の減少     |  |             |  |               |  |                       |  |            |  |                 |  |            |  |                 |            |            |  |

|                     |                                                                                                  |                   |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第七十一条第四項第一号及び第五項第一号 | 金額                                                                                               | 持分の数              |
|                     | 減額                                                                                               | 減少                |
| 第七十一条第七項            | 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか | 発行者は              |
|                     | 金額                                                                                               | 持分の数              |
| 第七十三条               | 同額                                                                                               | 同数の持分の数           |
|                     | 利息                                                                                               | 利益                |
| 第七十四条               | 金額の増額                                                                                            | 持分の数の増加           |
|                     | 金額の増額                                                                                            | 持分の数の増加           |
| 第七十七条               | 増額の記載又は記録を                                                                                       | 持分の数の増加の記載又は記録を   |
|                     | 当該増額                                                                                             | 当該増加              |
| 第七十八条第一項            | 総額が                                                                                              | 持分の総数が            |
|                     | 発行総額（償還済みの額                                                                                      | 総発行持分の数（償還済みの持分の数 |
|                     | 額が第二号の額                                                                                          | 持分の数が第二号の持分       |

| 第七十九条第四項第二号 | 第七十九条第三項 |           | 第七十九条第二項第二号 |             | 第七十九条第二項第一号 | 第七十九条第一項 |      |        |     | 第七十八条第二項 |       |      |             |       |          |     |
|-------------|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|----------|------|--------|-----|----------|-------|------|-------------|-------|----------|-----|
|             | 金額       | 額の<br>超過額 | 金額          | 増額又は減額      | 額           | 合計額      | 金額   | する額    | 超過額 | の額       | の額    | 金額   | 増額又は減額      | 額は    | 金額の合計額   | 超過額 |
| 持分の数        | 持分の数の    | 超過数       | 持分の数        | 持分の数の増加又は減少 | 持分の数        | 合計数      | 持分の数 | する持分の数 | 超過数 | の持分の数    | の持分の数 | 持分の数 | 持分の数の増加又は減少 | 持分の数は | 持分の数の合計数 | 超過数 |
|             |          |           |             |             |             |          |      |        |     |          |       |      |             |       |          | の数  |

| 第八十一条第一項                    |     |       | 第八十条第二項第一号 |      | 第八十条第一項               |       |                        |      |            |                            |     |       | 第七十九条第五項第一号 | 第七十九条第五項第二号 |
|-----------------------------|-----|-------|------------|------|-----------------------|-------|------------------------|------|------------|----------------------------|-----|-------|-------------|-------------|
| 額                           | 超過額 | の額    | 元本の償還及び利息  | 額    | 額の合計額を控除した額           | 総額    | 算出された額を控除した額           | 金額   | 元本の償還及び利息  | 額                          | 超過額 | の額    | 金額の増額       | 金額の減額       |
| 額を控除した額）に乗じた<br>の数）に乗じた持分の数 | 超過数 | の持分の数 | 償還及び利益の配当額 | 持分の数 | 持分の数の合計数を控除<br>した持分の数 | 持分の総数 | 算出された持分の数を控<br>除した持分の数 | 持分の数 | 償還及び利益の配当額 | 持分の数を控除した持分<br>の数）に乗じた持分の数 | 超過数 | の持分の数 | 持分の数の増加     | 持分の数の減少     |

|                          |                                               |       |      |                      |            |      |            |             |                   |       |                    |      |            |
|--------------------------|-----------------------------------------------|-------|------|----------------------|------------|------|------------|-------------|-------------------|-------|--------------------|------|------------|
| 第八十五条第二項                 |                                               |       |      |                      | 第八十五条第一項   |      |            | 第八十一条第二項第一号 |                   |       |                    |      |            |
| 商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並 | 社債権者集会                                        | 額を    | 金額   | 商法第三百二十一条第一項         | 元本の償還又は利息  | 金額   | 元本の償還及び利息  | 額           | 額の合計額を控除した額       | 総額    | 算出された額を控除した額       | 金額   | 元本の償還及び利息  |
| 資産の流動化に関する法律第八十一条第四項に    | 同法第一百七十九条第一項に規定する権利者集会又は同法第九十条第一項に規定する種類権利者集会 | 持分の数を | 持分の数 | 資産の流動化に関する法律第八十三条第一項 | 償還又は利益の配当額 | 持分の数 | 償還及び利益の配当額 | 持分の数        | 持分の数の合計数を控除した持分の数 | 持分の総数 | 算出された持分の数を控除した持分の数 | 持分の数 | 償還及び利益の配当額 |

（振替特定目的信託受益権についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百二十六条 振替特定目的信託受益権については、資産の流動化に関する法律第二百三十九条第一項において準用する会社法第四百十八条の規定は、適用しない。

2 資産の流動化に関する法律第二百七十一条第四項（同法第二百七十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第二百六条第三項の規定にかかわらず、振替特定目的信託受益権の受託信託会社等（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。）は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

第二百二十七条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二並びに第四節の規定を除く。）及び第二百十四条の規定は、外債（外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 第六十七条       | 社債券              | 債券     |
| 第六十八条第三項第二号 | 商号               | 名称     |
| 第六十九条第一項第二号 | 又は質権者である加入者      | である加入者 |
| 第六十九条第一項第四号 | 金額（次号に掲げるものを除く。） | 金額     |

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定目的信託の受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百二十六条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該特定目的信託の受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

（外債に関する社債等に係る規定の準用）

第二百二十七条 第四章の規定（第六十六条第一号及び第四節の規定を除く。）及び第二百十四条の規定は、外債（外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|             |                                     |      |
|-------------|-------------------------------------|------|
| 第六十六条第二号    | 決議                                  | 決定   |
| 第六十七条第一項    | 社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。） | 債券   |
| 第六十七条第二項    | 社債券                                 | 債券   |
| 第六十八条第三項第二号 | 商号、                                 | 名称及び |

|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| 額    | びに担保附社債信託法第九十五条第一項                         |
| 持分の数 | において準用する商法第三百一十条第三項及び資産の流動化に関する法律第百九十三条第一項 |

|                   |                                   |                                                                                                         |
|-------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第六十九条第二項第一号イ      | 加入者（同号の社債権者であるものに限る。）             | 加入者                                                                                                     |
| 第六十九条第二項第二号       | 金額と同項第五号の金額を合計した金額                | 金額                                                                                                      |
| 第七十条第三項第二号        | 第六号                               | 第四号                                                                                                     |
| 第七十一条第七項          | 質権欄<br>社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する | 第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）<br>外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者又は当該権利の担保に係る |
| 第七十一条第八項          | 社債管理者等                            | 管理者等                                                                                                    |
| 第八十条第一項及び第八十一条第一項 | この条及び第八十五条                        | 管理者等<br>この条                                                                                             |

（振替社債等の供託）

第二百二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により、社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（以下この条、次条及び第百三十条において「振替社債等」という。）の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条に規定する供託所をいう。以下この条において同じ。）に供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二

|             |                                                                |                                                   |
|-------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 第六十九条第一項    | 種類及び担保付社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項 | 種類                                                |
| 第六十九条第一項第三号 | 第八十四条第三項                                                       | 全額の<br>第百二十七条において準用する第百十四条第二項                     |
| 第七十一条第七項    | 社債管理会社又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する                                    | 外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社又は当該権利の担保に係る |
| 第七十一条第八項    | 社債管理会社等                                                        | 管理会社等                                             |
|             | 社債管理会社等                                                        | 管理会社等                                             |

（振替社債等の供託）

第二百二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により、社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（以下この条、次条及び第百三十条において「振替社債等」という。）の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所に供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十

項第一号イ（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十二條第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十條第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十五條第一項の振替の申請をしなければならない。

2 （略）

3 供託された振替社債等について、供託所に対し、第六十七條第二項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定により社債券その他の券面が発行されたとき、又は第八十九條第二項の規定により国債証券が発行されたときは、当該社債券その他の券面又は当該国債証券は、当該振替社債等に代わるものとして保管するものとする。

4・5 （略）

（信託財産である振替社債等の損失の補てん）

第百二十九條の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する振替社債等について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十條第二項若しくは第八十一條第二項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項若しくは第百十條第三項の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四條第一項第四号の規定は、適用しない。

（財務大臣への通知）

第百三十二條 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三條第一項の規定による指定（第二十五條第五項、第二十七條第五項、第二十九條第五項又は第三十一條第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）

二 （略）

2 （略）

三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十二條第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十條第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十五條第一項の振替の申請をしなければならない。

2 （略）

3 供託された振替社債等について、供託所に対し、第六十七條第二項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定により社債券（商法第三百六條第一項に規定する債券をいう。以下この条及び第百四十五條第二号において同じ。）その他の券面が発行されたとき又は第八十九條第二項の規定により国債証券が発行されたときは、当該社債券その他の券面又は当該国債証券は、当該振替社債等に代わるものとして保管するものとする。

4・5 （略）

（信託財産である振替社債等の損失の補てん）

第百二十九條の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する振替社債等について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十條第二項若しくは第八十一條第二項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項若しくは第百十條第三項の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四條第一項第四号の規定は、適用しない。

（財務大臣への通知）

第百三十二條 （同上）

一 第三條第一項の規定による指定（第二十五條第六項、第二十七條第六項、第二十九條第六項又は第三十一條第六項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）

二 （略）

2 （略）

(主務大臣及び主務省令)

第三百三十五条 第二条第二項、第三条、第四条第一項、第六条、第九条、第十条第一項、第十六条第一項、第十七条(加入者保護信託に関する事項を除く。)、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条第一項、第二項及び第五項、第二十七条第一項、第二項及び第四項、第二十九条第一項、第二項及び第四項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第四十条、第四十一条第二項及び第三項、第四十三条、第三百三十一条並びに第三百三十二条における主務大臣は、内閣総理大臣及び法務大臣とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に関する事項については、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

2 第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、第四十四条第一項第十五号、第四十七条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第四条第一項、第四十九条、第五十条において準用する第三十一条第一項、第二項及び第四項、第五十五条第二項、第五十七条、第五十八条、第五十九条第四項並びに第六十三条第二項における主務大臣は、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

3 第四条第二項第七号及び第三項、第六条、第九条、第十条第一項、第十一条第一項第七号及び第二項、第十五条、第十六条第二項、第十八条第一項、第十九条、第二十五条第三項、第二十七条第三項、第二十九条第三項、第三十一条第三項、第三十四条第三項、第三十六条第二項、同条第四項において準用する会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項及び第五項、第三十九条において準用する同法第三百十条第三項、第三百十四條及び第七百三十一条第一項並びに第四十一条第二項における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に関する事項については、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

4 第四十四条、第四十七条第三項において準用する第四条第二項第七号、第五十条において準用する第三十一条第三項、第五十六条第八号、第五十七条、第五十八条、第六十条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第九十一条第六項及び第九十二条第一項第五号における主務省令は、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

5 第六十八条第六項及び第六十九条第一項第七号(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第六十九條の二第二項並びに第七十條の二第二項

(主務大臣及び主務省令)

第三百三十五条 第二条第二項、第三条、第四条第一項、第六条、第九条、第十条第一項、第十六条第一項、第十七条(加入者保護信託に関する事項を除く。)、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条第一項、第二項及び第五項、第二十七条第一項、第二項及び第五項、第二十九条第一項、第二項及び第五項、第三十一条第一項、第二項及び第五項、第四十条、第四十一条第二項及び第三項、第四十三条、第三百三十一条並びに第三百三十二条における主務大臣は、内閣総理大臣及び法務大臣とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に関する事項については、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

2 第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、第四十四条第一項第十五号、第四十七条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第四条第一項、第四十九条、第五十条において準用する第三十一条第一項、第二項及び第五項、第五十五条第二項、第五十七条、第五十八条、第五十九条第四項並びに第六十三条第二項における主務大臣は、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

3 第四条第二項第七号及び第三項、第六条、第九条、第十条第一項、第十一条第一項第七号及び第二項、第十五条、第十六条第二項、第十八条第一項、第十九条、第二十五条第三項及び第四項(第二十七条第四項、第二十九条第四項及び第三十一条第四項において準用する場合を含む。)、第二十七条第三項、第二十九条第三項、第三十一条第三項、第三十四条第三項、第三十六条第二項、同条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九條ノ三第三項から第五項まで、第三十六条第四項において読み替えて準用する同法第二百三十九條ノ三第七項において準用する同法第二百三十九條第七項第二号、第三十九條において読み替えて準用する同法第二百三十九條第三項において読み替えて準用する同法第二百二十二條ノ五第三項、第三十三條ノ二第一項及び第二項、第三十九條において読み替えて準用する同法第二百三十九條第六項並びに第四十一条第二項における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に関する事項については、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

4 第四十四条、第四十七条第三項において準用する第四条第二項第七号、第四十八條において読み替えて適用する第三十一条第四項、第五十条において準用する第三十一条第三項、第五十六条第八号、第五十七条、第五十八條、第六十条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第九十一条第六項並びに第九十二条第一項第五号における主務省令は、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

5 第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。))における主務省令は、内閣府令・法務省令

における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6・7 (略)

第百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項又は第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者

三・四 (略)

第百四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第二項若しくは第三十一条第二項の申請書若しくは第四条第二項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の書類に虚偽の記載をし、若しくは当該書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をし、又は第二十五条第三項、第二十七条第三項、第二十九条第三項若しくは第三十一条第三項の書面若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

二・五 (略)

第百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けないで資本金の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二・五 (略)

第百四十四条 振替機関又は口座管理機関の役員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一・六 (略)

七 第三十六条第四項において準用する会社法第三百十二条第四項の規定又は第三十九条において準用する同法第七百三十一条第二項の規定に違反して、電磁的記録又は議事録を備え置かなかったとき。

とする。

6・7 (略)

第百三十八条 (同上)

一 (略)

二 第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項又は第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者

三・四 (略)

第百四十条 (同上)

一 第四条第一項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第二項若しくは第三十一条第二項の申請書又は第四条第二項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項、第二十七条第三項、第二十九条第三項若しくは第三十一条第三項の添付書類に虚偽の記載をし、又は当該添付書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をして提出した者

二・五 (略)

第百四十二条 (同上)

一 第六条第一項の規定による認可を受けないで資本金の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二・五 (略)

第百四十四条 (同上)

一・六 (略)

七 第三十六条第四項において準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第六項又は第三十九条において準用する同法第三百三十九条第五項の規定に違反して、電磁的記録又は議事録を備え置かなかったとき。

八 正当な理由がないのに第三十六条第四項において準用する会社法第三百十二条第五項の規定又は第三十九条において準用する同法第七百三十一条第三項の規定による書面又は議事録（当該書面又は議事録が電磁的記録をもって作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）の閲覧又は謄写を拒んだとき。

九 業務規程に定めた地以外の地において、加入者集会を招集したとき。

十・十一 （略）

十二 第三十九条において準用する会社法第七百三十五条の規定に違反して、加入者集会の決議の認可に関する公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三 第三十九条において準用する会社法第七百三十一条第一項の規定に違反して、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

十四 第六十九条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第百四条第四項又は第百八条第四項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五 正当な理由がないのに第八十六条第三項（第百十五條、第百十七條、第百十八條及び第百二十四條において準用する場合を含む。）又は第百二十八條の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第百四十五条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第六十七条第一項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第二項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）

八 正当な理由がないのに第三十六条第四項において準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項又は第三十九条において準用する同法第三百三十九条第六項の規定による書面又は議事録（当該書面又は議事録が電磁的記録をもって作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）の閲覧又は謄写を拒んだとき。

九 業務規程に定めた地以外の地において、又は第三十九条において準用する商法第二百三十三條の規定に違反して、加入者集会を招集したとき。

十・十一 （略）

十二 第三十九条において準用する商法第二百二十八條の規定に違反して、加入者集会の決議の認可に関する公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三 第三十九条において準用する商法第二百三十九條第二項の規定に違反して、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

十四 第六十九条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第百四条第四項又は第百八条第四項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五 正当な理由がないのに第八十六条第五項（第百十五條、第百十七條及び第百十八條において準用する場合を含む。）又は第百二十八條の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第百四十五条 （同上）

一 （略）

二 第六十七条第一項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第二項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百

。の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第六十九條の二第二項若しくは第二項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七條第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

（削る）

（削る）

二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九條第一項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七條第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

（株式の発行に関する商法の特例）

第百五十八條

2 次に掲げる書面には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならぬ。

一 振替株式についての株式申込証の用紙

3 振替株式を発行する会社の株主名簿には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 振替株式の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を株式申込証の用紙若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百五十二條 第七章の規定（第百二十八條、第百三十四條、第百三十五條、第百三十八條から第百四十一條まで、第百四十二條第七項から第十項まで、第百四十三條第七項から第十四項まで、第百四十四條第七項から第十項まで、第百四十五條第五項及び第六項、第百五十三條第六項、第百五十四條第六項、第百五十五條第三項第三号、第百五十八條第一項、第二項第二号から第四号まで及び第五項、第百六十條第二項、第百六十三條から第百六十八條まで並びに第百六十九條第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|   |    |
|---|----|
| 数 | 口数 |
|---|----|

(削る)

| 総口数 | 株主名簿  | 振替数  | 発行総口数 | 消滅会社 | 新設会社 | 存続会社 | 超過数  | 合計数  | 特定被通知株主  | 少数株主権等  | 株式申込証  | 営業年度 | 特別株主  | 一株    |
|-----|-------|------|-------|------|------|------|------|------|----------|---------|--------|------|-------|-------|
| 総口数 | 投資主名簿 | 振替口数 | 発行総口数 | 消滅法人 | 新設法人 | 存続法人 | 超過口数 | 合計口数 | 特定被通知投資主 | 少数投資主権等 | 投資口申込証 | 営業期間 | 特別投資主 | 投資口一口 |

(発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例)

第二百五十三条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該投資口の質権者であつて投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされ

ていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一條第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該投資口について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を投資主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十一條 第七章の規定(第二百二十八條、第三百三十四條第七項、第三百三十八條から第三百四十一條まで、第四百四十二條第九項及び第十項、第四百四十三條第八項から第十四項まで、第四百四十四條第七項から第十項まで、第四百四十五條第五項及び第六項、第四百五十三條第六項、第四百五十四條第六項、第四百五十五條第三項第三号、第四百五十八條第一項、第二項第三号及び第四号並びに第五項、第四百六十條第二項、第四百六十四條から第四百六十八條まで並びに第四百六十九條第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 商号   | 名称         |
|------|------------|
| 数    | 口数         |
| 総数   | 総口数        |
| 株主名簿 | 優先出資者名簿    |
| 振替数  | 振替口数       |
| 発行総数 | 発行総口数      |
| 消滅会社 | 消滅協同組織金融機関 |
| 新設会社 | 新設協同組織金融機関 |
| 存続会社 | 存続協同組織金融機関 |
| 超過数  | 超過口数       |

(削る)

(削る)

(削る)

|         |            |
|---------|------------|
| 合計数     | 合計口数       |
| 特定被通知株主 | 特定被通知優先出資者 |
| 少数株主権等  | 少数優先出資者権等  |
| 株式申込証   | 優先出資申込証    |
| 営業年度    | 事業年度       |
| 特別株主    | 特別優先出資者    |
| 一株      | 優先出資一口     |

(発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百六十二条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載することを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載である旨を優先出資者名簿に記載しなければならない。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十八条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十四条第七項、第三百三十七条から第三百四十五条まで、第五百三十三条第六項、第五百三十四条第六項、第五百三十五条第三項第三号、第五百五十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号、第六百六十四条、第六百六十五条、第六百六十七條、第六百六十八條並びに第六百六十九條第一項第三号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(削る)

| 端株原簿       | 一株     | 特別株主     | 株式申込証   | 新株予約権     | 少数株主権等     | 特定被通知株主     | 合計数  | 超過数  | 発行総数  | 振替数  | 株主名簿      | 総数  | 端株主        | 数  |
|------------|--------|----------|---------|-----------|------------|-------------|------|------|-------|------|-----------|-----|------------|----|
| 単位未満優先出資原簿 | 優先出資一口 | 特別優先出資社員 | 優先出資申込証 | 新優先出資の引受権 | 少数優先出資社員権等 | 特定被通知優先出資社員 | 合計口数 | 超過口数 | 発行総口数 | 振替口数 | 優先出資者社員名簿 | 総口数 | 単位未満優先出資社員 | 口数 |

(発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百六十九条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に

附 則

（振替社債の特例）

第十条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日（以下「受入終了日」という。）までに発行の決定がされた社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（以下附則第十八条までにおいて「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替社債（第六十六条に規定する振替社債をいう。附則第二十九条第一項を除き、以下同じ。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第六十六条各号、第六十九条、第六十九条の二第四項及び第五項、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項、第八十七条、第五章並びに第六章並びに附則第一条から前条まで及び第十九条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第五十八条                                                                      | 第六十九條の二第一項第一号 | 第七十條第三項第二号             |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------|
| 若しくは第七十九条第五項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條 | は、            | 第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、 |

規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資社員名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければならない。

附 則

（振替社債の特例）

第十条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日（以下「受入終了日」という。）までに発行の決定がされた社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（以下附則第十八条までにおいて「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第六十六条第一号及び第二号、第六十九条、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項、第八十七条、第五章並びに第六章並びに附則第一条から前条まで及び第十九条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第五十八条                                                                          | （新設） | 第七十條第三項第二号             |
|--------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------|
| 若しくは第七十九条第五項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條 | （新設） | 第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、 |

[illegible]

（特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録事項）

第十二条 振替受入簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 （略）

二 特例社債の社債券の番号

三 （略）

2 （略）

（特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録手続）

第十四条 （略）

2 前項の申請をする特例社債の社債権者（以下この条において「申請人」という。）は、当該特例社債の発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例社債の社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を添えて、申請人のためにその申出により開設された当該特例社債の振替を行うための口座を示さなければならない。ただし、当該特例社債が社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第三条第一項の規定により登録されているもの（処分の制限に係る登録、質権（転質の場合を含む。）の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。）である場合には、当該特例社債に係る次項の証明をもって、社債券の提出に代えることができる。

3～7 （略）

（特例社債の内容の公示）

第十七条 （略）

2 第八十七条の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同項第七号」とあるのは、「附則第十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

（振替国債の特例）

第十九条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条に規定する施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までに起債がされた国債であつて、その起債後に財務大臣がこの法律の規定の適用を受けるものとして指定したもの（以下附則第二十六条までにおいて「特例国債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替国債とみなして、この法律の規定（第四章、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第一百七条から第一百条まで

（特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録事項）

第十二条 （同上）

一 （略）

二 特例社債の社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）の番号

三 （略）

2 （略）

（特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録手続）

第十四条 （略）

2 前項の申請をする特例社債の社債権者（以下この条において「申請人」という。）は、当該特例社債の発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例社債の社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を添えて、申請人のために開設された当該特例社債の振替を行うための口座を示さなければならない。ただし、当該特例社債が社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第三条第一項の規定により登録されているもの（処分の制限に係る登録、質権（転質の場合を含む。）の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。）である場合には、当該特例社債に係る次項の証明をもって、社債券の提出に代えることができる。

3～7 （略）

（特例社債の内容の公示）

第十七条 （略）

2 第八十七条の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同項第五号」とあるのは、「附則第十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

（振替国債の特例）

第十九条 （同上）

、第百十二条及び第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から前条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

|           |        |       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                              |
|-----------|--------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十三条第一項 | (略)    | 第五十八条 | 第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項若しくは第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百三十三条第五項、第百四条第五項、第百七条第六項若しくは第百八条第五項 | 第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百三十三条第五項、第百四条第五項若しくは附則第二十二条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。） |
|           | (略)    | (略)   |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                              |
|           | の発行総額（ |       | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額                                                                                                                                                                                                  |                                                                              |

|           |        |       |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                              |
|-----------|--------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第百三十三条第一項 | (略)    | 第五十八条 | 第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項若しくは第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百三十三条第五項、第百四条第五項、第百七条第六項若しくは第百八条第五項 | 第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百三十三条第五項、第百四条第五項若しくは附則第二十二条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。） |
|           | (略)    | (略)   |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                              |
|           | の発行総額（ |       | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額                                                                                                                                                                                                      |                                                                              |

|         |       |      |               |
|---------|-------|------|---------------|
| 第百三条第二項 | 発行総額を |      | 及び            |
|         | (略)   | 合計額を |               |
| (略)     | により当該 | (略)  | により当該口座における当該 |
|         |       | (略)  |               |

(振替地方債の特例)

第二十七条 受入終了日までに発行の決定がされた地方債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例地方債」という。)(のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替地方債(第百十三条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替地方債をいう。)(とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。))及び第八十七条並びに第百十四条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|       |                                                                |                                       |
|-------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 第五十八条 | (これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条 | 若しくは附則第二十七条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項 |
| (略)   | (略)                                                            | (略)                                   |

|         |      |              |
|---------|------|--------------|
| 第百三条第二項 | 及び   |              |
|         | (略)  | (略)          |
| (略)     | より当該 | より当該口座における当該 |
|         |      | (略)          |

(振替地方債の特例)

第二十七条 受入終了日までに発行の決定がされた地方債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例地方債」という。)(のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替地方債(第百十三条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替地方債をいう。)(とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条及び第八十七条並びに第百十四条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|       |                                                                    |                                       |
|-------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 第五十八条 | (これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条 | 若しくは附則第二十七条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項 |
| (略)   | (略)                                                                | (略)                                   |

| 第七十八条第一項                |     |       |                                                           |
|-------------------------|-----|-------|-----------------------------------------------------------|
| 第二百三十三条において準用する第七十八条第二項 | (略) | 発行総額を | 載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
|                         |     | (略)   | 合計額を                                                      |
| (略)                     | (略) | により当該 | (略)                                                       |
|                         |     | 当該    | (略)                                                       |

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例地方債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは「地方債証券（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する地方債証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「地方債証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替投資法人債の特例）

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資法人債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例投資法人債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資法人債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三條、第百十四條、第百十五條において準用する第百十六條第二号、第六十九條（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）、第八十四條第一項及び第三項並びに第八十七條並びに第百十七條から第百二十七條まで並びに附則第一条から第十條まで、第十九條から前条まで及び次条から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第七十八条第一項                |     |      |                                                           |
|-------------------------|-----|------|-----------------------------------------------------------|
| 第二百三十三条において準用する第七十八条第二項 | (略) | より当該 | 載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
|                         |     | (略)  | より当該口座における当該                                              |
| (略)                     | (略) | より当該 | (略)                                                       |
|                         |     | 該    | (略)                                                       |

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例地方債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）」とあるのは「証券（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の五第一項に規定する証券）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替投資法人債の特例）

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例投資法人債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資法人債（第百十五條において準用する第百十六條（第一号を除く。）に規定する振替投資法人債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三條、第百十四條、第百十五條において準用する第百十六條第二号、第六十九條、第八十四條第一項本文及び第三項並びに第八十七條並びに第百十七條から第百二十七條まで並びに附則第一条から第十條まで、第十九條から前条まで及び次条から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                       |                                                                |                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                 | (これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条 | 若しくは附則第二十八条第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項                                |
| (略)                   | (略)                                                            | (略)                                                                  |
| 第百十五条において準用する第七十八条第二項 | の発行総額)                                                         | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
|                       | 発行総額を                                                          | 合計額を                                                                 |
| 第百十五条において準用する第七十八条第二項 | (略)                                                            | (略)                                                                  |
|                       | により当該                                                          | により当該口座における当該                                                        |
| (略)                   | (略)                                                            | (略)                                                                  |
| 第百十五条において準用する第八十五条第一項 | においては、                                                         | においては、附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債の                                        |
| 第百四十五条第二号             | の規定により                                                         | 及び附則第二十八条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により                                  |

|                       |                                                                    |                                                                      |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                 | (これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条 | 若しくは附則第二十八条第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項                                |
| (略)                   | (略)                                                                | (略)                                                                  |
| 第百十五条において準用する第七十八条第二項 | の発行総額)                                                             | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
|                       |                                                                    |                                                                      |
| 第百十五条において準用する第七十八条第二項 | (略)                                                                | (略)                                                                  |
|                       | より当該                                                               | より当該口座における当該                                                         |
| (略)                   | (略)                                                                | (略)                                                                  |
| 第百十五条において準用する第八十五条第一項 | においては、                                                             | においては、附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債の                                        |
| 第百四十五条第二号             | の規定により                                                             | 及び附則第二十八条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により                             |

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例投資法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは、「投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する投資法人債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは、「投資法人債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（相互会社の振替社債の特例）

第二十九条 受入終了日までに発行の決議がされた相互会社の社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（次項において「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、相互会社の振替社債（第百七十七条において準用する第六十六条（第一号イから二までを除く。）に規定する振替社債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百十六條の二まで、第百七十七条において準用する第六十六条各号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号イ及びハを除く。）、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十七条並びに第百十八條から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十條まで、第十九條から前条まで及び次条から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                       |                                                                |                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 第五十八條                 | （これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條 | 若しくは附則第二十九條第二項において準用する附則第十四條第五項（同條第六項        |
| （略）                   | （略）                                                            | （略）                                          |
| 第百十七條において準用する第七十八條第一項 | の発行総額）                                                         | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じな |

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例投資法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」（商法第三百六条第一項に規定する債券）とあるのは、「投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九條の六第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する投資法人債券）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは、「投資法人債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（相互会社の振替社債の特例）

第二十九条 受入終了日までに発行の決議がされた保険業法に規定する相互会社の社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（次項において「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、相互会社の振替社債（第百七十七条において準用する第六十六条（第一号イからホまでを除く。）に規定する振替社債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百十六條まで、第百七十七条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第百十八條から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十條まで、第十九條から前条まで及び次条から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                       |                                                                    |                                              |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 第五十八條                 | （これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條 | 若しくは附則第二十九條第二項において準用する附則第十四條第五項（同條第六項        |
| （略）                   | （略）                                                                | （略）                                          |
| 第百十七條において準用する第七十八條第一項 | の発行総額）                                                             | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じな |

|                        |        |                                    |                          |
|------------------------|--------|------------------------------------|--------------------------|
| 第百七十七条において準用する第七十八条第二項 | 発行総額を  | (略)                                | かつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
|                        |        |                                    |                          |
| (略)                    | (略)    | (略)                                | (略)                      |
|                        |        |                                    |                          |
| 第百七十七条において準用する第八十五条第一項 | においては、 | においては、附則第二十九<br>条第一項に規定する特<br>例社債の |                          |
| (略)                    | (略)    | (略)                                | (略)                      |

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例社債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは、「社債券（保険業法第六十一条第六号に規定する社債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替特定社債の特例）

第三十条 受入終了日までに発行の決定がされた特定社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例特定社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定社債（第百十八条において準用する第六十六条（第一号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百七十七条の二まで、第百十八条において準用する第六十六条各号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号イ及びハを除く。）、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十七条並びに第百二十条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字

|                        |       |                                   |                          |
|------------------------|-------|-----------------------------------|--------------------------|
| 第百七十七条において準用する第七十八条第二項 | (略)   | (略)                               | かつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
|                        |       |                                   |                          |
| (略)                    | (略)   | (略)                               | (略)                      |
|                        |       |                                   |                          |
| 第百七十七条において準用する第八十五条第一項 | おいては、 | おいては、附則第二十九<br>条第一項に規定する特<br>例社債の |                          |
| (略)                    | (略)   | (略)                               | (略)                      |

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例社債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「商法第三百六条第一項」とあるのは、「保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百六条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替特定社債の特例）

第三十条 受入終了日までに発行の決定（資産の流動化に関する法律第百八条の決定（旧資産流動化法第百八条の決定を含む。）をいう。）がされた資産の流動化に関する法律に規定する特定社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例特定社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定社債（第百十八条において準用する第六十六条（第一号イからホまでを除く。）に規定する振替特定社債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百七条まで、第百八条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第百二十条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                       |                                                                |                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                 | (これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條 | 若しくは附則第三十條第二項において準用する附則第十四條第五項(同條第六項                                 |
| (略)                   | (略)                                                            | (略)                                                                  |
| 第百十八條において準用する第七十八條第一項 | の発行総額)                                                         | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
| 第百十八條において準用する第七十八條第二項 | 発行総額を                                                          | 合計額を                                                                 |
| (略)                   | (略)                                                            | (略)                                                                  |
| 第百十八條において準用する第八十五條第一項 | において、                                                          | においては、附則第三十條第一項に規定する特例特定社債の                                          |
| 第百四十五條第二号             | の規定により                                                         | 及び附則第三十條第二項                                                          |

を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                       |                                                                    |                                                                      |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                 | (これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條 | 若しくは附則第三十條第二項において準用する附則第十四條第五項(同條第六項                                 |
| (略)                   | (略)                                                                | (略)                                                                  |
| 第百十八條において準用する第七十八條第一項 | の発行総額)                                                             | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
| 第百十八條において準用する第七十八條第二項 | より当該                                                               | より当該口座における当該                                                         |
| (略)                   | (略)                                                                | (略)                                                                  |
| 第百十八條において準用する第八十五條第一項 | おいては、                                                              | おいては、附則第三十條第一項に規定する特例特定社債の                                           |
| 第百四十五條第二号             | の規定により                                                             | 及び附則第三十條第二項                                                          |

において準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例特定社債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは、「特定社債券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは、「特定社債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替特別法人債の特例）

第三十一条 受人終了日までに発行の決定がされた特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例特別法人債」という。）のうち、振替受人簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特別法人債（第二百二十条において準用する第六十六条（第一号イからニまでを除く。）に規定する振替特別法人債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第一百十九条まで、第二百二十条において準用する第六十六条各号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）、第八十七条及び第一百十四条並びに第二百二十一条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|       |                                                                                      |                                                   |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 第五十八条 | （これらの規定を第百十三<br>条、第百十五条、第百十七<br>条、第百十八条、第百二十<br>条から第百二十二条まで、<br>第百二十四条第五項（同<br>条第六項） | 若しくは附則第三十一<br>条第二項において準用す<br>る附則第十四条第五項（同<br>条第六項 |
| （略）   | （略）                                                                                  | （略）                                               |

において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例特定社債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」（商法第三百六条第一項に規定する債券）とあるのは、「特定社債券（資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する特定社債券を含む。）」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは、「特定社債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替特別法人債の特例）

第三十一条 受人終了日までに発行の決定がされた特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例特別法人債」という。）のうち、振替受人簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特別法人債（第二百二十条において準用する第六十六条（第一号イからホまでを除く。）に規定する振替特別法人債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第一百十九条まで、第二百二十条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条並びに第二百二十一条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|       |                                                                                                |                                                   |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 第五十八条 | （これらの規定を第百十三<br>条、第百十五条、第百十七<br>条、第百十八条、第百二十<br>条、第百二十一<br>条、第百二十三<br>条、第百二十五<br>条及び第百二十七<br>条 | 若しくは附則第三十一<br>条第二項において準用す<br>る附則第十四条第五項（同<br>条第六項 |
| （略）   | （略）                                                                                            | （略）                                               |

|                        |                                                                      |                                     |                        |       |      |                   |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|-------|------|-------------------|
| 第二百二十条において準用する第七十八条第一項 | の発行総額（                                                               |                                     | 第二百二十条において準用する第七十八条第二項 | 発行総額を | 合計額を | 及び<br>記載又は記録に係る金額 |
|                        | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |                                     |                        |       |      |                   |
| （略）                    | （略）                                                                  | （略）                                 | により当該                  | （略）   | （略）  | により当該口座における当該     |
|                        |                                                                      |                                     |                        |       |      |                   |
| 第四百四十五条第二号             | の規定により                                                               | 及び附則第三十一条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により |                        |       |      |                   |

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例特別法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号、第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資信託受益権の特例)

第三十二条 受人終了日までに設定された投資信託受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権（第二百二十一条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替投資信託受益権をいう。）

|                        |        |     |                                                                       |
|------------------------|--------|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 第二百二十条において準用する第七十八条第一項 | の発行総額（ |     |                                                                       |
| 第二百二十条において準用する第七十八条第二項 | （略）    | （略） | ）について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
| （略）                    | （略）    | （略） | 及び附則第三十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により                              |
| 第四百四十五条第二号             | の規定により | （略） | 及び附則第三十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により                              |

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例特別法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」とあるのは、「債券」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資信託受益権の特例)

第三十二条 受人終了日までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権（第二百二十一条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替投資信託受益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十

とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第二十條まで、第二百一十一條において準用する第六十六條第二号、第六十九條（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号及び八を除く。）、第八十七條及び第一百十四條第二項並びに第二百二十二條から第二百二十七條まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前條まで及び第三十四條から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|       |                                                                        |                                       |              |             |                     |     |     |                     |        |     |     |                         |
|-------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------|-------------|---------------------|-----|-----|---------------------|--------|-----|-----|-------------------------|
| 第五十八條 | （これらの規定を第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條から第二百二十二條まで、第二百二十四條及び第二百二十七條 | 若しくは附則第三十二條第二項において準用する附則第十四條第五項（同條第六項 | の発行総額（償還済みの額 | 発行総額（償還済みの額 | 第二百一十一條の表第七十八條第一項の項 | (略) | (略) | 総発行口数（償還済み又は解約済みの口数 | 総発行口数を | (略) | (略) | 第二百一十一條において準用する第七十八條第二項 |
|       |                                                                        |                                       |              |             |                     |     |     |                     |        |     |     |                         |
| 第五十八條 | （これらの規定を第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條から第二百二十二條まで、第二百二十四條及び第二百二十七條 | 若しくは附則第三十二條第二項において準用する附則第十四條第五項（同條第六項 | の発行総額（償還済みの額 | 発行総額（償還済みの額 | 第二百一十一條の表第七十八條第一項の項 | (略) | (略) | 総発行口数（償還済み又は解約済みの口数 | 総発行口数を | (略) | (略) | 第二百一十一條において準用する第七十八條第二項 |
|       |                                                                        |                                       |              |             |                     |     |     |                     |        |     |     |                         |

第三條から第二十條まで、第二百一十一條において準用する第六十六條第二号、第六十九條、第八十七條及び第一百十四條第二項並びに第二百二十三條から第二百二十七條まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前條まで及び第三十四條から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|       |                                                                             |                                            |              |             |                     |     |     |               |        |     |     |                         |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|-------------|---------------------|-----|-----|---------------|--------|-----|-----|-------------------------|
| 第五十八條 | （これらの規定を第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第二百一十一條、第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條 | 若しくは附則第三十二條第二項において読み替えて準用する附則第十四條第五項（同條第六項 | の発行総額（償還済みの額 | 発行総額（償還済みの額 | 第二百一十一條の表第七十八條第一項の項 | (略) | (略) | 総発行口数（解約済みの口数 | 総発行口数を | (略) | (略) | 第二百一十一條において準用する第七十八條第二項 |
|       |                                                                             |                                            |              |             |                     |     |     |               |        |     |     |                         |
| 第五十八條 | （これらの規定を第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第二百一十一條、第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條 | 若しくは附則第三十二條第二項において読み替えて準用する附則第十四條第五項（同條第六項 | の発行総額（償還済みの額 | 発行総額（償還済みの額 | 第二百一十一條の表第七十八條第一項の項 | (略) | (略) | 総発行口数（解約済みの口数 | 総発行口数を | (略) | (略) | 第二百一十一條において準用する第七十八條第二項 |
|       |                                                                             |                                            |              |             |                     |     |     |               |        |     |     |                         |

|           |        |                                     |
|-----------|--------|-------------------------------------|
| (略)       | (略)    | 当該                                  |
| 第百四十五条第二号 | の規定により | 及び附則第三十二条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により |

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「口数」と、同項第二号中「社債券」とあるのは「受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額の増額」とあるのは「口数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「口数」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「総口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替貸付信託受益権の特例）

第三十四条 受入終了日までに設定された貸付信託受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款（貸付信託法第三条第一項に規定する信託約款をいう。）の変更を行ったもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権（第二百二十二条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替貸付信託受益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十一条まで、第百二十二条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八を除く。）、第八十七条及び第百十四条第二項並びに第百二十三条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条及び第三十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|           |        |                                          |
|-----------|--------|------------------------------------------|
| (略)       | (略)    | 該                                        |
| 第百四十五条第二号 | の規定により | 及び附則第三十二条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により |

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「口数」と、同項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。）」とあるのは「受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第五条第一項及び第四十九条の五第一項に規定する受益証券をいい、これに類する外国投資信託の受益証券を含む。）」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額の増額」とあるのは「口数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「口数」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「総口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替貸付信託受益権の特例）

第三十四条 受入終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸付信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権（第二百二十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替貸付信託受益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十二条まで、第百二十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項並びに第百二十四条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条及び第三十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                          |                                                                |                                                                      |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                    | (これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条 | 若しくは附則第三十四条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項                                |
| 第百二十二条において準用する第七十条第三項第二号 | 保有欄                                                            | 第百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)    |
| 第百二十二条において準用する第七十八条第一項   | の発行総額)                                                         | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
| 第百二十二条において準用する第七十八条第二項   | 発行総額を                                                          | 合計額を                                                                 |
| 発生、移転又は消滅                | 発生、移転又は消滅                                                      | 発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)            |
| 発生、移転又は消滅                | により当該                                                          | により当該口座における当該                                                        |
| 第百二十二条において準用             | 発生、移転又は消滅                                                      | 発生(振替受入簿の記載                                                          |

|                           |                                                                     |                                                                      |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                     | (これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第二百一十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条 | 若しくは附則第三十四条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項                                |
| 第百二十三条において準用する第七十条第三項第二号  | 保有欄                                                                 | 第百二十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)    |
| 第百二十三条において準用する第七十八条第一項    | の発行総額)                                                              | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
| 第百二十三条において準用する第七十八条第二項    | 発生、移転又は消滅                                                           | 発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)            |
| 第百二十三条において準用する第七十九条第二項第二号 | より当該                                                                | より当該口座における当該                                                         |
| 発生、移転又は消滅                 | 発生、移転又は消滅                                                           | 発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅                                    |

|                         |        |                                                |
|-------------------------|--------|------------------------------------------------|
| する第七十九条第二項第二号           |        | 又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。） |
| 第二百二十二条において準用する第八十二条第一項 | 振替社債   | 附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権                       |
| 第四百四十五条第二号              | の規定により | 及び附則第三十四条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により            |

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券」とあるのは「受益証券（貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替特定目的信託受益権の特例）

第三十五条 受入終了日までに設定された特定目的信託受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約（資産の流動化に関する法律第二百二十九条に規定する特定目的信託契約をいう。）の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第六十三条から第六十二条まで、第二百二十四条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）、第八十七条及び第二百四十四条第二項並びに第二百七条並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる

|                         |        |                                          |
|-------------------------|--------|------------------------------------------|
|                         |        | （振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）                 |
| 第二百二十三条において準用する第八十二条第一項 | 振替社債   | 附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権                 |
| 第四百四十五条第二号              | の規定により | 及び附則第三十四条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により |

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）」とあるのは「受益証券（貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券）」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替特定目的信託受益権の特例）

第三十五条 受入終了日までに設定された資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権（第二百二十五条において準用する第六十六条（第一号を除く。）」に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第六十三条から第二百四十四条まで、第二百二十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第二百四十四条第二項、第二百七条並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句

字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                          |                                                                |                                                                                   |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                    | (これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条 | 若しくは附則第三十五条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項                                             |
| 第百二十四条の表第七十八条第一項の項       | 発行総額(償還済みの額                                                    | の発行総額(償還済みの額                                                                      |
|                          | 総発行持分の数(償還済みの持分の数                                              | について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合計数(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数 |
| 第百二十四条において準用する第七十条第三項第二号 | 保有欄                                                            | 合計数を<br>第百二十四条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)         |
| 第百二十四条において準用する第七十八条第二項   | 発生、移転又は消滅                                                      | 発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)                         |

とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                          |                                                                    |                                                                                   |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                    | (これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条 | 若しくは附則第三十五条第二項において読み替えて準用する附則第十四条第五項(同条第六項                                        |
| 第百二十五条の表第七十八条第一項の項       | 発行総額(償還済みの額                                                        | の発行総額(償還済みの額                                                                      |
|                          | 総発行持分の数(償還済みの持分の数                                                  | について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合計数(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数 |
| 第百二十五条において準用する第七十条第三項第二号 | 保有欄                                                                | 第百二十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)                 |
| 第百二十五条において準用する第七十八条第二項   | 発生、移転又は消滅                                                          | 発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)                         |

|                           |           |                                     |
|---------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 第百二十四条において準用する第七十九条第二項第二号 | 発生、移転又は消滅 | により当該口座における当該                       |
| 第百二十四条において準用する第八十二条第一項    | 振替社債      | 附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権          |
| 第百二十四条において準用する第八十五条第一項    | においては、    | においては、附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の   |
| 第百四十五条第二号                 | の規定により    | 及び附則第三十五条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により |

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「持分の数」と、同項第二号中「社債券」とあるのは「受益証券（資産の流動化に関する法律第二十五条第十五項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額の増額」とあるのは「持分の数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「持分の数」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「持分の総数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                           |           |                                          |
|---------------------------|-----------|------------------------------------------|
| 第百二十五条において準用する第七十九条第二項第二号 | 発生、移転又は消滅 | より当該                                     |
| 第百二十五条において準用する第八十二条第一項    | 振替社債      | 附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権               |
| 第百二十五条において準用する第八十五条第一項    | おいては、     | おいては、附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の         |
| 第百四十五条第二号                 | の規定により    | 及び附則第三十五条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により |

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「持分の数」と、同項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）」とあるのは「受益証券（資産の流動化に関する法律第七十三条第一項に規定する受益証券）」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額の増額」とあるのは「持分の数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「持分の数」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「持分の総数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（振替外債の特例）

第三十六条 受入終了日までに発行の決定がされた外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例外債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替外債（第二百二十七条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第二百十三条から第二百二十六条まで並びに第二百二十七条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）、第八十七条及び第二百十四条並びに附則第一条から第十条まで及び第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                         |                                                                       |                                                                              |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                   | （これらの規定を第二百十三条、第二百十五条、第二百七条、第二百十八条、第二百二十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条 | 若しくは附則第三十六条第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項                                        |
| （略）                     | （略）                                                                   | （略）                                                                          |
| 第二百二十七条において準用する第七十八条第一項 | の発行総額）<br>発行総額を                                                       | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び<br>合計額を |
| （略）                     | （略）                                                                   | （略）                                                                          |

（振替外債の特例）

第三十六条 受入終了日までに発行の決定がされた外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例外債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替外債（第二百二十七条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第二百十三条から第二百二十六条まで並びに第二百二十七条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第二百十四条並びに附則第一条から第十条まで及び第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                         |                                                                            |                                                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第五十八条                   | （これらの規定を第二百十三条、第二百十五条、第二百七条、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条 | 若しくは附則第三十六条第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項                                |
| （略）                     | （略）                                                                        | （略）                                                                  |
| 第二百二十七条において準用する第七十八条第一項 | の発行総額）                                                                     | について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
| （略）                     | （略）                                                                        | （略）                                                                  |

|                                                                                                                                              |        |                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------|
|                                                                                                                                              | により当該  | により当該口座における当該                       |
| (略)                                                                                                                                          | (略)    | (略)                                 |
| 第百四十五条第二号                                                                                                                                    | の規定により | 及び附則第三十六条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により |
| <p>2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例外債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号、第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> |        |                                     |

|                                                                                                                                                                                                        |        |                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                        | より当該   | より当該口座における当該                             |
| (略)                                                                                                                                                                                                    | (略)    | (略)                                      |
| 第百四十五条第二号                                                                                                                                                                                              | の規定により | 及び附則第三十六条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により |
| <p>2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例外債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」とあるのは「債券」と、附則第十四条第二項及び第三項、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> |        |                                          |